’14年10月改定

日新火災

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329　東京都千代田区神田駿河台2-3　TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口　フリーダイヤル 0120-17-2424［9:00～17:00(土日祝除く)］
ホームページアドレス　http://www.nisshinfire.co.jp

万一事故にあわれたら　サービス24 24時間・365日 フリーダイヤル **0120-25-7474**
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当
●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

JX722'15.02(改)25,000LB

日新火災の新総合自動車保険

YOU-SIDE（ユーサイド）

「安心」に「便利」をプラスした自動車保険

日新火災

’14年10月改定

しっかり補償と充実サービスが
ひとつになると、
毎日が、心強くなる。楽しくなる。

クルマを運転する人とご家族が、安心してカーライフをお送りいただけるよう、
お客さまのニーズに合わせた補償と、充実したサービスをひとつにしました。
シンプルだけど、しっかり守る。だからこそ、快適で楽しいカーライフが実現します。
これからの毎日をアクティブにする自動車保険です。

日新火災の新総合自動車保険

YOU-SIDE ユーサイド

「ユーサイド」には、“いつもあなたの側（そば）でお守りする”という意味が込められています。
お客さまにいちばん身近な自動車保険でありたいという願いから名付けられた名称です。

Recovery!

**お客さまそれぞれの
カーライフを
しっかり、がっちりガード**

1 対人賠償責任保険
2 対物賠償責任保険
3 人身傷害補償保険（実損払）
4 車両保険

もしものときに、しっかり対応。
充実の安心プランをご用意しております。
お客さま一人ひとりのライフスタイルに
フィットする補償内容が選べます。

3ページ

Useful!

**毎日のカーライフが
もっと快適になる
充実サポート**

ドライビングサポート24

GPS現在地確認サービス

カーライフで“あったらいいな”の声に
お応えし、便利なサービスをご用意
しました。ドライブをより楽しく、
快適にするサポートサービスで
確実にバックアップします。

5ページ

Navigate!

**保険選びから
事故時の補償まで
しっかりナビゲート**

ご契約内容確認マップ

インターネットによる契約確認
（または保険証券）

インターネット約款

すべてはあなたと、ご家族のために。
ご契約から万一の事故時の補償まで、
イメージしやすいツールでわかりやすく
ナビゲート。お客さま目線を第一に考え、
親切丁寧にご案内いたします。

6ページ

Recovery!

お客さまそれぞれのカーライフを しっかり、がっちりガード

自動車保険に必要な4つの補償をしっかり備えて、まさかのときの安心をお客さまとそのご家族にお届けいたします。

自動車保険とは？

自動車保険には加入義務のある「自賠責保険」と任意で加入する「自動車保険」があります。自動車事故では、「自賠責保険」だけでは補償しきれない損害が生じることがあります。その不足部分を補うために多くのドライバーが任意の「自動車保険」に加入しています。

※すべての自動車やバイクは、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）に加入せずに運行してはならないと、自動車損害賠償保障法で義務付けられています。

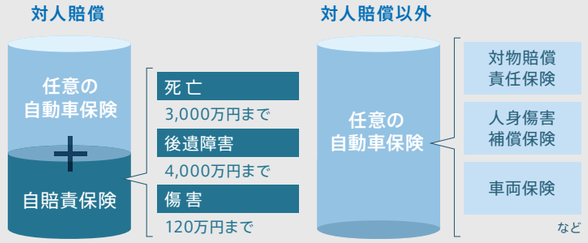

← ケガの補償　物・お車の補償 →

詳しくは13・41ページ

詳しくは15・41ページ

相手の方への補償

1 対人賠償責任保険
相手の方の治療費
相手の方の休業損害
精神的損害（慰謝料）など

2 対物賠償責任保険
相手の方のお車、物の修理費
代車費用など

ご自身の補償

3 人身傷害補償保険（実損払）
ご自身のケガの治療費
ご自身の休業損害
精神的損害など

4 車両保険
ご自身のお車の修理費
ご自身のお車の運搬費用
など

詳しくは17・41ページ

詳しくは21・43ページ

充実した特約で、さらに安心なカーライフを。

お車に乗っているときの事故やトラブルは、いつ起こるかわかりません。
お客さまご自身、ご家族のみなさまをお守りするために、
より安心できる特約をご用意しています。

プラス

- 交通弱者補償特約 → 詳しくは13・43ページ
- 対物超過修理費特約 → 詳しくは15・43ページ
- 傷害車外危険補償特約 → 詳しくは18・41ページ
- 人身傷害補償保険（定額払） → 詳しくは20・43ページ
- ×2 人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約 → 詳しくは20・43ページ
- 車両新価保険特約 → 詳しくは22・44ページ
- RENTAL 代車特約 → 詳しくは23・44ページ
- アサンテ（リサイクル部品使用特約および指定修理工場入庫条件付車両保険特約） → 詳しくは23・44ページ
- 地震・噴火・津波車両全損一時金特約 → 詳しくは23・45ページ
- 弁護士費用特約 → 詳しくは25・45ページ
- 日常生活賠償責任補償特約 → 詳しくは25・46ページ
- ファミリーバイク特約（人身傷害あり） → 詳しくは26・46ページ
- HOTEL 事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約 → 詳しくは26・46ページ
- NEW 二輪盗難危険補償特約 → 詳しくは26・46ページ
- 他車使用・管理危険補償特約 → 詳しくは27・47ページ
- 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付） → 詳しくは27・47ページ
- 臨時代替自動車補償特約 → 詳しくは27・47ページ

Useful!

毎日のカーライフがもっと快適になる充実サポート

より充実したカーライフをお楽しみいただくために。事故や故障などのトラブルのとき、便利にご利用いただけるサービスをご用意しました。

ドライビングサポート24

☞ 詳細は39ページをご覧ください。

事故・故障を問わず、お車のトラブルが発生しましたら、お客さまからのご相談受付およびロードサービスの手配を行います（24時間・365日）。

- 牽引（けん）・搬送サービス
- キー閉じこみ時の解錠サービス
- バッテリー上がり時のジャンピングサービス
- パンク時のスペアタイヤ交換サービス
- 高速/有料道路上でのガス欠時給油サービス

など

無料サービスの対象となるご契約

- 人身傷害補償保険（実損払）がセットされたご契約
- アサンテ契約
- フリート契約
- 二輪盗難危険補償特約がセットされたご契約

これらのご契約以外は有料でサービスをご提供します。無料サービスにはご利用回数に制限のあるサービスがあります。

専用フリーダイヤル **0120-097-365** 24時間365日

※上記フリーダイヤル以外でお客さまご自身または第三者が手配された場合は、無料サービスの対象となりませんのでご注意ください。

GPS現在地確認サービス

☞ 詳細は40ページをご覧ください。

旅先での事故の場合など、お客さまの現在地がわからないときでも、携帯電話のGPS機能を利用してお客さまの位置をすばやく確認し、ドライビングサポート24が急行します。

➡ **専用の携帯サイトからアクセスしてください。**

NTTドコモ、au、ソフトバンクの3社対応です。

http://mobi.nisshinfire.co.jp

または

➡ **QRコードからアクセスしてください。**

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

Navigate!

保険選びから事故時の補償までしっかりナビゲート

ご契約から万一の事故時の補償までをイメージしやすい、便利でわかりやすいツールをご用意。お客さまのカーライフをしっかりナビゲートします。

ご契約内容確認マップ

お客さま一人ひとりに合わせて、満期を迎えるご契約の内容、見直しのポイントをイラストで表現したツールです。順番に進んでいくことで、お客さまに合ったご契約内容をお選びいただけます。

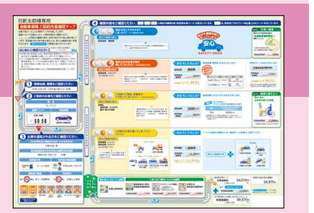

インターネットによるサービス

地球環境保護のため、インターネット上でご契約内容や約款を閲覧いただけるサービスをご提供します。
※紙の削減費用の一部を、グリーンベルト運動に寄付しています。

インターネットによる契約確認

ご契約締結時に「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、専用ホームページ「Ｍｙ日新」より、お客さまのご契約内容をご確認いただけます。補償内容の解説も掲載していますので、ご契約内容をスムーズに確認できます。
「Ｍｙ日新」では、ご契約内容をご確認いただけるほか、インターネット約款、自動車保険「ユーサイド」の商品内容、自動車事故に関する気になること・不安なことをさまざまなシーン別に解説した「シーン別簡単説明」などもご覧いただけます。

※「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、保険証券は発行されません。また、一部のご契約では「インターネットによる契約確認」をお選びいただくことができません。詳細は、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
※インターネット環境がないお客さまは、保険証券の発行もお選びいただけます。
※「Ｍｙ日新」のご利用にあたっては、「Ｍｙ日新」の開設手続が必要となります。ご契約締結後に、「Ｍｙ日新」の開設に必要なご契約コード等を記載したハガキを送付いたしますので、大切に保管してください。

My 日新

https://my.nisshinfire.co.jp

保険証券ガイド http://www.net-yakkan.com

インターネット上で、「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合のご契約内容画面および保険証券の見方をガイドします。ガイドどおりに進んでいくと、詳細な説明がある電子ブックの該当ページにジャンプします。

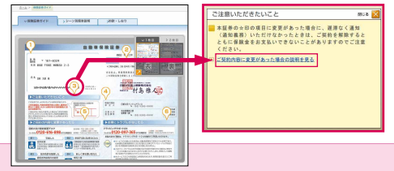

インターネット約款　http://www.net-yakkan.com

※インターネット環境がないお客さまには、冊子（紙約款）もご用意しています。

➡ **見やすい電子ブック形式**

冊子（紙約款）を電子ブック化しました。冊子と同じ内容をインターネット上で大きな文字でご覧いただけます。

➡ **シーン別簡単説明**

自動車事故に関連するさまざまなシーン別に、気になること、不安なことをわかりやすく解説します。

Index［コンテンツガイド］

本パンフレットは、自動車保険のご契約内容をお選びいただく際の流れに沿って構成されています。
順を追ってお読みいただき、補償内容について十分ご理解のうえ、お客さまに合ったご契約内容をお選びください。
ご不明な点がございましたら、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

保険期間および基本の情報、お車、運転される方をご確認ください。

自動車保険はご契約の条件によって保険料や補償のおよぶ範囲、選べる特約などが変わってきます。
まずは保険期間やご契約に関する基本情報、ご契約のお車、運転される方の範囲や年齢などをご確認ください。

保険期間のご確認
ノンフリート契約かフリート契約かのご確認
記名被保険者のご確認
ご契約のお車のご確認
記名被保険者が個人の場合の運転される方と免許証の色のご確認
記名被保険者が法人の場合の運転される方のご確認

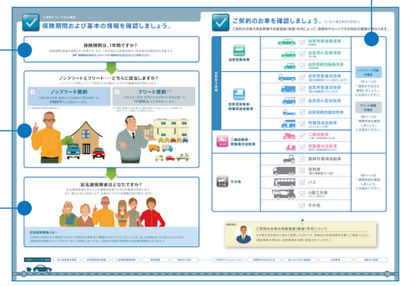

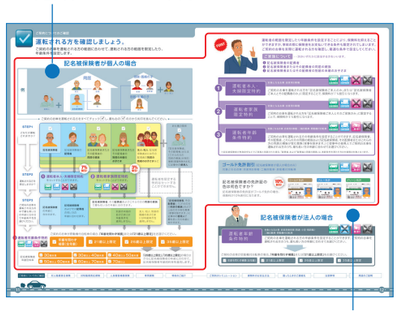

ご契約内容の流れ

ご契約についてのご確認	対人賠償責任保険	対物賠償責任保険	人身傷害補償保険（実損払）	車両保険
P.9～12	P.13～14	P.15～16	P.17～20	P.21～24

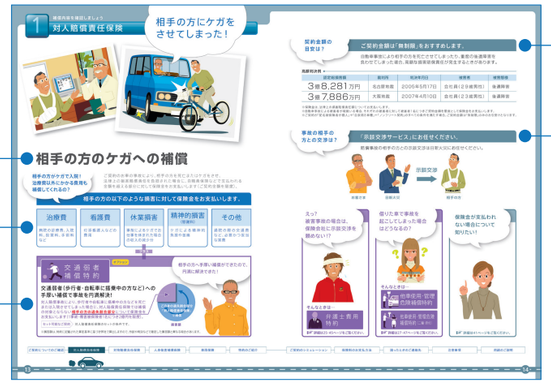

基本補償のご案内
保険金のお支払例
基本補償にプラスしたいおすすめ特約のご案内
ご契約金額の目安
示談交渉サービスのご案内

1～4 補償内容をご確認ください。

自動車保険の柱となる4つの基本補償について、カテゴリーごとにご案内しています。
おすすめの特約についてもご案内していますので、必要に応じてお選びください。

保険料のお支払方法をお決めください。

便利で安心なキャッシュレスでのお支払方法についてご案内しています。また、保険料の仕組みや各種割引についてもご案内していますので、ご確認ください。

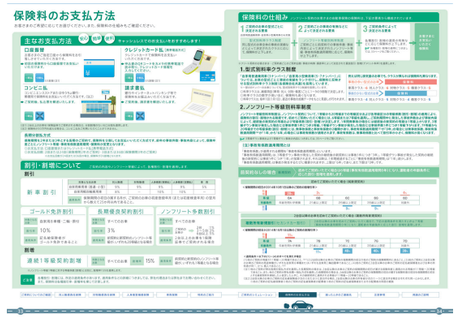

万一の事故のときは…

万一の事故の際の連絡先や、事故発生から解決までの流れ、事故の際の心得などをご案内しています。また、ご契約内容に変更があった場合のご連絡先等もご案内しています。

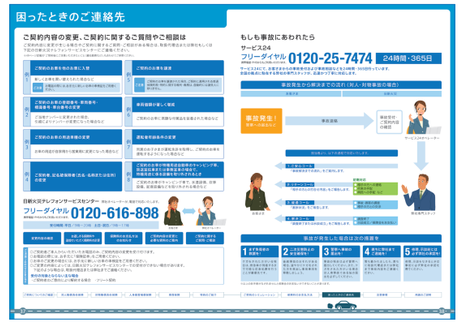

特約のご紹介	ご契約のシミュレーション 組合せ例	保険料のお支払方法	困ったときのご連絡先	注意事項	用語のご説明
P.25～28	P.29～32	P.33～36	P.37～40	P.41～49	P.50

特約のご紹介

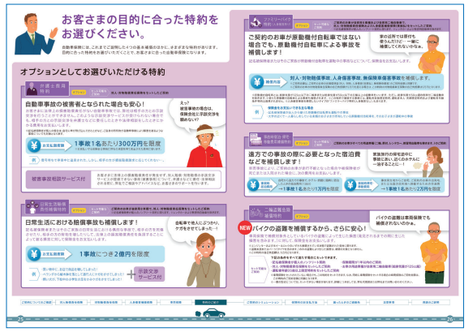

ご契約のシミュレーション　組合せ例

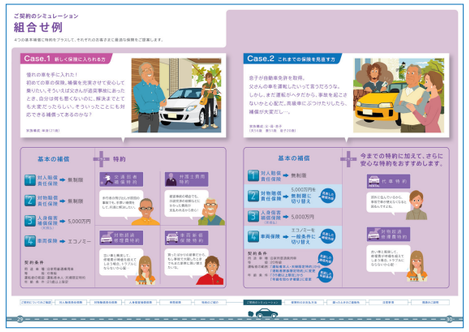

目的に合った特約をお選びください。

基本補償のページでご紹介したおすすめ特約以外にも、さまざまな特約をご用意しています。
目的に合った特約をお選びいただき、補償をより一層充実させることで、お客さまに合った自動車保険となります。

保険期間および基本の情報を確認しましょう。

保険期間は、1年間ですか？

保険期間（補償の期間）は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も可能です。

長期契約の場合は、33ページの「保険料のお支払方法」もご参照ください。

ノンフリートとフリート・・・どちらに該当しますか？

ノンフリート契約とフリート契約ではお選びいただける補償内容が異なります。

☑ ノンフリート契約

お客さまが所有･使用されるお車のご契約台数※1が
9台以下のご契約をいいます。

☑ フリート契約※2

お客さまが所有･使用されるお車のご契約台数※1が
10台以上のご契約をいいます。

※1 自動車共済契約を除きます。

※2 所有･使用されるお車のご契約台数が10台以上となった場合には、必ず「フリート契約」でご契約ください。

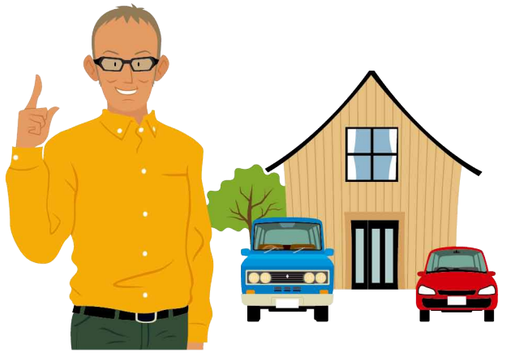

記名被保険者はどなたですか？

記名被保険者を中心として補償の対象となる方の範囲が決まります。
また、個人と法人の別により、お選びいただける補償内容が異なります。

記名被保険者とは…

ご契約のお車を主に使用される方（ご契約のお車を主に運転される方）のことをいいます。法人の場合は、その法人となります。
（賠償責任保険がセットされていないご契約においては、ご契約のお車の所有者が記名被保険者となります。）

ご契約のお車を確認しましょう。※□に✓を入れてください。

ご契約のお車の用途車種や初度登録（検査）年月によって、保険料やセットできる特約の種類が異なります。

自家用8車種	自家用乗用車	☑ 自家用普通乗用車（自普乗）	ノンフリート契約の場合：11ページの「運転される方を確認しましょう。」にお進みください。 フリート契約の場合：13ページの「補償内容を確認しましょう」にお進みください。
		☑ 自家用小型乗用車（自小乗）	
		☑ 自家用軽四輪乗用車（自軽四乗）	
	自家用貨物車・特種用途自動車	☑ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）	
		☑ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）	
		☑ 自家用小型貨物車	
		☑ 自家用軽四輪貨物車	
		☑ 特種用途自動車（キャンピング車）	
	二輪自動車・原動機付自転車	☑ 二輪自動車（二輪）＊総排気量125cc超	
		☑ 原動機付自転車（原付）＊総排気量125cc以下	
その他	その他	☑ 農耕作業用自動車	13ページの「補償内容を確認しましょう」にお進みください。
		☑ 貨物車（最大積載量2トン超）	
		☑ バス	
		☑ A種工作車（クレーン車など）	
		☑ その他	

MEMO

ご契約のお車の初度登録（検査）年月について

その車を日本国内で初めて登録した日付です。車検証の初度登録年月欄でご確認ください。
（軽自動車の場合は、初度検査年月欄に記載されています。）

運転される方を確認しましょう。

ご契約のお車を運転される方の範囲に合わせて、運転される方の範囲を限定したり、
年齢条件を設定します。

記名被保険者が個人の場合

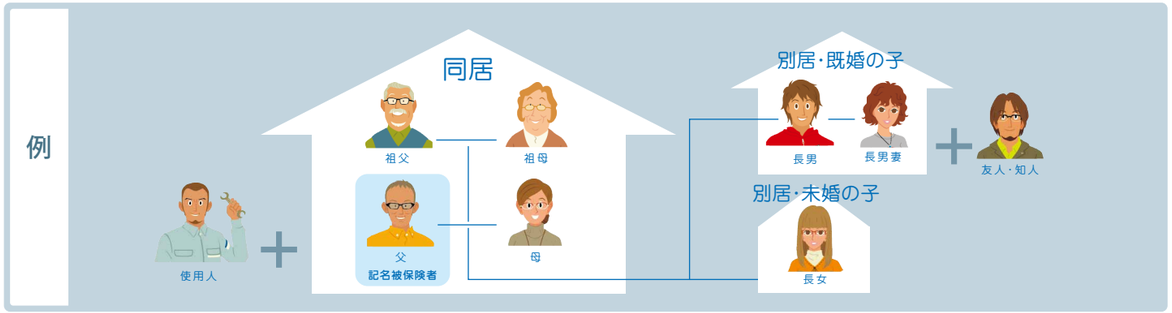

ご契約のお車を運転される方をすべてチェック☑し、最も右の☑の方から矢印を進んでください。

STEP1
どなたが運転されますか？

- ☑ **記名被保険者**
- ☑ 記名被保険者の**配偶者**
- ☑ 記名被保険者またはその配偶者の**同居の親族**
- ☑ 記名被保険者またはその配偶者の**別居の未婚のお子さま**
- ☑ **友人・知人**・記名被保険者またはその配偶者の**別居の既婚のお子さま**など
- ☑ お仕事の関係：「記名被保険者、その配偶者」または「これらの方の同居の親族」が営む業務（家事を除きます。）に従事中の**使用人**

STEP2
運転される方を限定しますか？

- ① 運転者本人・夫婦限定特約をセットすることができます。 **7%割引!**
- ② 運転者家族限定特約をセットすることができます。 **3%割引!**
- 運転者を限定する特約はセットすることができません。

STEP3
ご契約のお車を運転される方の中で最も若い方の年齢に合わせて年齢条件をお選びください。

- **記名被保険者**の年齢に合わせます。
- **記名被保険者**およびその**配偶者**の若い方の年齢に合わせます。
- **記名被保険者**、その**配偶者**およびこれらの方の**同居の親族**で最も若い方の年齢に合わせます。
  - 別居の未婚のお子さまには年齢条件を適用しません。
  - 友人・知人・別居の既婚のお子さまには年齢条件を適用しません。
- 「**記名被保険者**、その**配偶者**」、「これらの方の**同居の親族**」および上記の方が営む業務（家事を除きます。）に従事中の**使用人**で最も若い方の年齢に合わせます。

ご契約のお車が原動機付自転車の場合、「**年齢を問わず補償**」または「**21歳以上限定**」をお選びください。

③ 運転者年齢条件特約（自家用乗用・自家用貨物・二輪・原付・その他）

☑ 年齢を問わず補償（全年齢）　☑ 21歳以上限定　☑ 26歳以上限定　☑ 35歳以上限定

記名被保険者年齢別料率
☑ 30歳未満　☑ 30歳以上40歳未満　☑ 40歳以上50歳未満
☑ 50歳以上60歳未満　☑ 60歳以上70歳未満　☑ 70歳以上

「**26歳以上限定**」、「**35歳以上限定**」の場合はさらに記名被保険者の年齢に合わせて、記名被保険者年齢別料率を適用します。

運転者の範囲を限定したり年齢条件を設定することにより、保険料を抑えることができますが、事故の際に保険金をお支払いできる条件も限定されてしまいます。
ご契約のお車を実際に運転される方を確認し、最適な条件で設定してください。

ご家族について…次のいずれかに該当する方をいいます。

1. 記名被保険者の配偶者
2. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
3. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

1 運転者本人・夫婦限定特約
対象となるお車：自家用8車種

ご契約のお車を運転される方を「記名被保険者ご本人のみ」または「記名被保険者ご本人とその配偶者のみ」に限定することで、保険料が７％割引になります。

2 運転者家族限定特約
対象となるお車：自家用8車種

ご契約のお車を運転される方を「記名被保険者ご本人とそのご家族のみ」に限定することで、保険料が３％割引になります。

3 運転者年齢条件特約
対象となるお車：自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車

ご契約のお車を運転される方の年齢条件を設定することができます。記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居の親族および記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が営む業務（家事を除きます。）に従事中の使用人でご契約のお車を運転される方のうち、最も若い方の年齢に合わせてお選びください。

※記名被保険者が単身赴任などでご家族と別居された場合、「配偶者」および「配偶者と同居の親族」は、年齢条件を満たす方のみ補償の対象となります。

ゴールド免許割引（記名被保険者が個人の場合のみ）
対象となるお車：自家用8車種・二輪自動車・原動機付自転車

記名被保険者の免許証の色は何色ですか？ **10%割引!**

記名被保険者の免許証がゴールド免許の場合、保険料が10%割引になります。

記名被保険者が法人の場合

運転者年齢条件特約
対象となるお車：自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）・二輪自動車・原動機付自転車

ご契約のお車を運転される方の年齢条件を設定することができます。ご契約のお車を運転される方のうち、最も若い方の年齢に合わせてお選びください。

ご契約のお車が原動機付自転車の場合、「**年齢を問わず補償**」または「**21歳以上限定**」をお選びください。

☑ 年齢を問わず補償（全年齢）　☑ 21歳以上限定　☑ 26歳以上限定　☑ 35歳以上限定

相手の方にケガをさせてしまった！

相手の方のケガへの補償

相手の方がケガで入院！治療費以外にかかる費用も補償してくれるの？

ご契約のお車の事故により、相手の方を死亡またはケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします（ご契約金額を限度）。

相手の方の以下のような損害に対して保険金をお支払いします。

治療費	看護費	休業損害	精神的損害（慰謝料）	その他
病院の診療費、入院料、投薬料、手術料など	付添看護人などの費用	事故によるケガでお仕事を休まれた場合の収入の減少分	ケガによる精神的負担や苦痛	通院の際の交通費など、必要かつ妥当な実費

プラス

交通弱者補償特約

オプション

相手の方へ手厚い補償ができたので、円満に解決できた！

交通弱者（歩行者・自転車に搭乗中の方など）への手厚い補償で事故を円満解決！

対人賠償事故により、歩行者や自転車に搭乗中の方などを死亡または入院させてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象とならない**相手の方の過失割合部分**について保険金をお支払いします（1事故・傷害被保険者1名につき2億円を限度）。

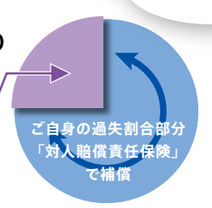

セット可能なご契約　対人賠償責任保険のセットが条件です。

※損害額は、特約に記載された算定基準に基づき弊社で算出しますので、示談や判決などで確定した損害額と異なる場合があります。

契約金額の目安は？

ご契約金額は「無制限」をおすすめします。

自動車事故により相手の方を死亡させてしまったり、重度の後遺障害を負わせてしまった場合、高額な損害賠償責任が発生するときがあります。

高額判決例

認定総損害額	裁判所	判決年月日	被害者	被害態様
3億8,281万円	名古屋地裁	2005年5月17日	会社員（29歳男性）	後遺障害
3億7,886万円	大阪地裁	2007年4月10日	会社員（23歳男性）	後遺障害

※保険金は、法律上の損害賠償責任額についてお支払いします。
※自動車事故による被害者が複数いる場合、それぞれの被害者に対して被害者1名につきご契約金額を限度として保険金をお支払いします。
※ご契約が「記名被保険者が個人」+「自家用8車種」+「ノンフリート契約」のすべての条件を満たす場合、ご契約金額は「無制限」のみのお引受けとなります。

事故の相手の方との交渉は？

「示談交渉サービス」にお任せください。

賠償事故の相手の方との示談交渉は日新火災にお任せください。

えっ？被害事故の場合は、保険会社に示談交渉を頼めない!?

そんなときは…

弁護士費用特約

詳細は25・45ページをご覧ください。

借りた車で事故を起こしてしまった場合はどうなるの？

そんなときは…

他車使用・管理危険補償特約

他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）

詳細は27・47ページをご覧ください。

保険金が支払われない場合について知りたい！

詳細は41ページをご覧ください。

相手の方のモノへの補償

相手の方の車を壊してしまった！修理費以外も補償してくれるの？

ご契約のお車の事故により、相手の方のお車や物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします（ご契約金額を限度）。

相手の方の以下のような損害に対して保険金をお支払いします。

修理費
相手の方のお車の修理費（部品代、工賃）、建造物（家屋、電柱など）の修理費

代車費用
相手の方のお車を修理中の代車費用（レンタカー代など）

休業損害
事故によって店舗などが壊れたことにより、店舗などが営業できない場合の利益の減少分

プラス

対物超過修理費特約
オプション

古い車に衝突！
えっ、対物賠償責任保険だけじゃ足りないなんて…
どうしよう。

古いお車と衝突した場合など、相手の方のお車の修理費が時価を超えた場合も円満解決！

対物賠償責任保険で補償する時価（法律上の損害賠償責任額）を超えた修理費に、お客さまの過失割合を乗じた額をお支払いします（1事故・相手自動車1台につき50万円を限度）。

※相手の方が事故日の翌日から6か月を過ぎてもお車を修理しない場合は、保険金をお支払いできません。

セット可能なご契約　対物賠償責任保険のセットが条件です。

例　停車中の車（相手の方のお車）にお客さまのお車が追突！

相手の方に責任がないため、お客さまの過失割合が100%。相手の方のお車の時価（法律上の損害賠償責任額）は40万円なのに、修理費に60万円もかかるという場合

時価を超えた修理費は…
「対物超過修理費特約」で超過額の20万円を補償！

修理費 60万円

時価（法律上の損害賠償責任額）は…
対物賠償責任保険で40万円を補償！

契約金額の目安は？

ご契約金額は「無制限」をおすすめします。

電車・家屋や店舗などに損害を与えてしまった場合、修理費や商品代まで含めて高額な損害賠償責任が発生するときがあります。

高額判決例

認定総損害額	裁判所	判決年月日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	1994年7月19日	積荷（呉服・洋服・毛皮）
1億3,580万円	東京地裁	1996年7月17日	店舗（パチンコ店）

※保険金は、法律上の損害賠償責任額についてお支払いします。
※1事故につき、ご契約金額を限度として保険金をお支払いします。
※自己負担額が設定されている場合には、その額を差し引いて保険金をお支払いします。自己負担額の設定につきましては、用途車種により設定可能な金額が異なりますので、詳細は、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

事故の相手の方との交渉は？

「示談交渉サービス」にお任せください。

賠償事故の相手の方との示談交渉は日新火災にお任せください。

えっ？
被害事故の場合は、保険会社に示談交渉を頼めない!?

そんなときは…
弁護士費用特約

詳細は25・45ページをご覧ください。

借りた車で事故を起こしてしまった場合はどうなるの？

そんなときは…
他車使用・管理危険補償特約
他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）

詳細は27・47ページをご覧ください。

保険金が支払われない場合について知りたい！

詳細は41ページをご覧ください。

運転していた私と同乗者がケガをしてしまった！

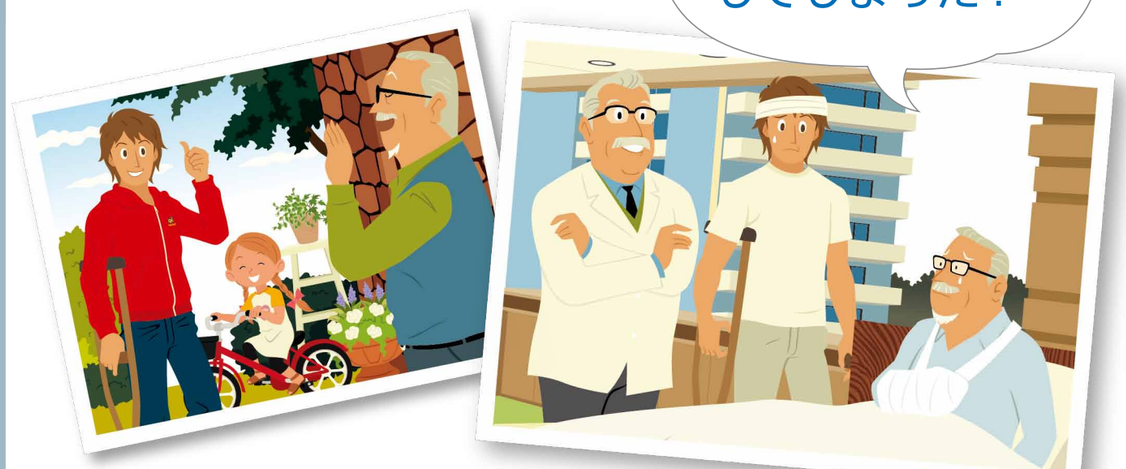

ご自身とご家族、ご契約のお車に搭乗される方への補償

車を運転中の事故で入院！治療費以外にかかる費用も補償してくれるの？

ご契約のお車に搭乗中の自動車事故により、ご自身やご家族、同乗者が死傷された場合に、保険金をお支払いします（ご契約金額を限度）。

以下のような損害に対して保険金をお支払いします。

治療費	看護費	休業損害	精神的損害	その他
病院の診療費、入院料、投薬料、手術料など	付添看護人などの費用	事故によるケガでお仕事を休まれた場合の収入の減少分	ケガによる精神的負担や苦痛	通院の際の交通費など、必要かつ妥当な実費

プラス

無保険車傷害保険

対人賠償責任保険がセットされたご契約に自動セット

万一事故の相手が無保険車でも、これなら安心！

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車などで相手の方から十分な補償を受けられないときに、その不足額について保険金をお支払いします。

- ご契約金額は、対人賠償責任保険と同額となります。
- 人身傷害補償保険（実損払）で補償される場合は、人身傷害補償保険（実損払）から優先的に保険金が支払われ、不足する額について無保険車傷害保険でお支払いします。
- 記名被保険者ご自身とそのご家族について、ご契約のお車に搭乗中でない場合の無保険車との事故の補償も希望される場合は、18ページ「人身傷害補償保険（実損払）」の車外事故補償タイプをご検討ください。

人身傷害補償保険（実損払）の補償範囲について教えて！

人身傷害補償保険（実損払）には、「**基本補償タイプ**」と「**車外事故補償タイプ**」があります。

基本補償タイプ

人身傷害補償保険（実損払）

※対人賠償責任保険をご契約いただいた場合にセットできます。

補償の対象になる方と事故例

補償対象の方	ご契約のお車に搭乗中の方
事故例	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故

車外事故補償タイプ❶

契約した車に乗っているときの事故の補償だけでは心配…

人身傷害補償保険（実損払） ＋ **傷害車外危険補償特約** オプション

※記名被保険者が個人の場合にセットできます。

補償の対象になる方と事故例

補償対象の方	ご契約のお車に搭乗中の方
事故例	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故

さらに＋

記名被保険者やそのご家族	
他のお車に搭乗中の自動車事故	歩行中や自転車に搭乗中の自動車事故

車外事故補償タイプ❷

自転車で転んでケガをしたときも補償してもらえると安心なんだけど…

人身傷害補償保険（実損払） ＋ **傷害車外危険補償特約**（自転車搭乗中補償付） オプション

※ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人のノンフリート契約の場合にセットできます。

補償の対象になる方と事故例

補償対象の方	ご契約のお車に搭乗中の方
事故例	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故

さらに＋

記名被保険者やそのご家族		
他のお車に搭乗中の自動車事故	歩行中や自転車に搭乗中の自動車事故	自転車（注）に搭乗中の事故（自動車事故以外）

（注）道路交通法第2条第1項第11号の2に定める「自転車」をいいます。
幼児用の三輪車や身体障害者用車いすは自転車には含まれません。
<道路交通法第2条第1項第11号の2・「自転車」の定義>
ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除きます。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含みます。）をいいます。

無保険車傷害保険の補償

車外事故補償タイプをご選択いただいたご契約については、記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車に搭乗中でない場合の自動車事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車などで十分な補償を受けられないときにも保険金をお支払いします。

記名被保険者が法人の場合

ご希望により法人の代表者とそのご家族が、「傷害車外危険補償特約」の補償を受けることができます。

☞ 詳細は48ページをご覧ください。

人身傷害補償保険（実損払）

どのような損害に対して保険金が支払われるの？

実際にかかった損害額の合計をお支払いします。
（ご契約金額を限度）

お支払いする保険金

死亡したとき	葬儀費	＋ 逸失利益（お亡くなりになったことにより失った将来の利益）	＋ 精神的損害	など
後遺障害が生じたとき	介護が必要な場合の介護費用	＋ 逸失利益（労働能力を喪失したことにより失った将来の利益）	＋ 精神的損害	など
ケガをしたとき	治療費	＋ 休業損害	＋ 精神的損害	など

※損害額は、普通保険約款の「人身傷害補償条項損害額算定基準」などに基づき算出します（ご契約金額を限度）。
※お客さまの損害額を事故の相手の方からの賠償金に先行してお支払いすることができます。
※事故の相手の方との示談などの後に、相手の方からの賠償金を差し引いた額を保険金としてお支払いする方法もあります。

契約金額の目安は？

補償の対象となる方の年齢、収入、家族構成などに応じて、補償の対象となる方1名あたりのご契約金額をお決めください。

3,000万円以上、1,000万円単位でお決めください。
※ご契約のお車がバス以外の場合で、ご契約金額が2億円を超えるときは無制限となります。

ご契約金額の目安

男子有職者の平均的な損害額

年齢	被扶養者	お亡くなりになった場合のご契約金額の目安
25歳	2名	8,000万円
	なし	7,000万円
35歳	2名	8,000万円
	なし	6,000万円
45歳	2名	8,000万円
	なし	6,000万円
55歳	2名	6,000万円
	なし	5,000万円

女子有職者の平均的な損害額

年齢	被扶養者	お亡くなりになった場合のご契約金額の目安
25歳	2名	6,000万円
	なし	5,000万円
35歳	2名	6,000万円
	なし	5,000万円
45歳	2名	6,000万円
	なし	5,000万円
55歳	2名	5,000万円
	なし	4,000万円

※上記ご契約金額の目安は、普通保険約款の「人身傷害補償条項損害額算定基準」に基づく弊社試算値です。
※所定の重い後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合で、ご契約金額が無制限以外のときは、ご契約金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。

保険金が支払われない場合について知りたい！

詳細は41ページをご覧ください。

「記名被保険者が個人のノンフリート契約かつご契約のお車が自家用8車種」以外のお客さまへ

人身傷害補償保険（定額払）

人身傷害補償保険（定額払） オプション

お支払いする保険金

予め設定された金額をお支払いします。

死亡したとき	ご契約金額	・補償の対象となる方１名あたりのご契約金額を100万円以上、100万円単位でお決めください。後遺障害保険金のお支払時にも適用します。
後遺障害が生じたとき	ご契約金額 × 後遺障害等級別保険金支払割合	・保険金支払割合は「後遺障害等級別保険金支払割合表」で予め定められています。
ケガをしたとき	入・通院日数が2日以内の場合は1万円の医療保険金	・治療中でもケガの部位・症状が確定次第お支払いします。 ・入・通院日数が3日以上の場合の医療保険金の支払額は「医療保険金支払額表」で予め定められています。
	入・通院日数が3日以上の場合は定額の医療保険金	

プラス

さらに充実の補償！

×2 人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約 オプション

人身傷害補償保険（定額払）の医療保険金の支払額を2倍にしてお支払いします。

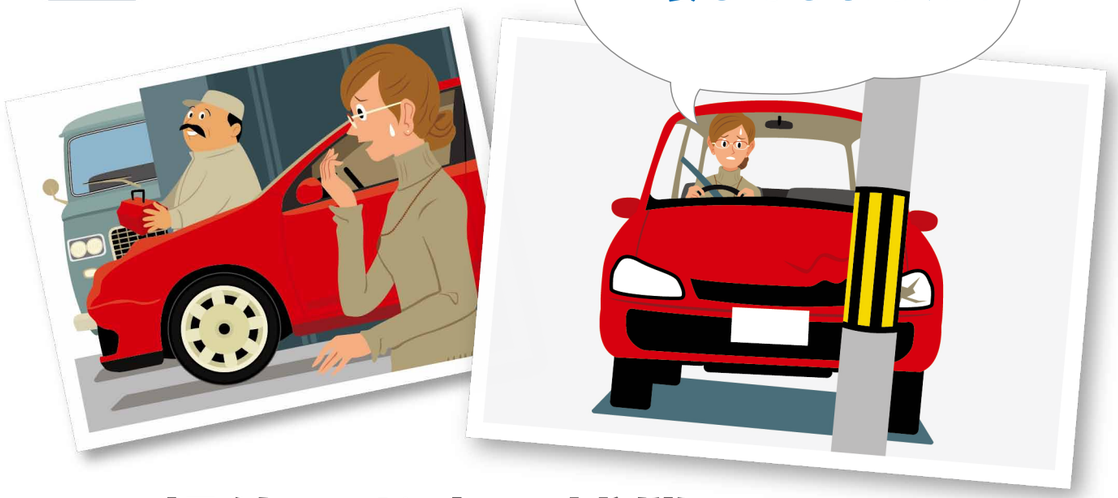

ご契約のお車の補償

自分の車を運転中に電柱に激突！車両保険ではどんな補償をしてくれるの？

ご契約のお車に事故による損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

お車の修理費や、以下の費用に対して保険金をお支払いします。

お車の修理費	お車の付属品の修理費	運搬・引取費用 ご契約のお車が自力で走行できない場合	全損時諸費用保険金 お車が全損となった場合
お車本体の修理費（部品代、工賃）など	お車の付属品（カーナビゲーションシステム、ETC車載器など）の修理費など	事故発生地の最寄りの修理工場までの運搬費用、修理完了後のお車の引取費用（修理工場までの交通費、お車の輸送費用）など	お車の再登録費用など、諸費用のための保険金［ご契約金額の10％をお支払い（20万円限度）］

どのような事故の場合に補償してくれるの？

補償される事故例は以下のとおりです。補償の範囲は「一般条件」または「エコノミー」からお選びいただけます。

一般条件 さまざまな事故による損害に備えます。補償内容重視！

単独事故

エコノミー 補償内容を限定し保険料を安く抑えます。保険料重視！

※車両保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は補償の対象となりません（地震・噴火・津波車両全損一時金特約をセットされた場合は、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いします。）。
※ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合の盗難による損害は補償の対象となりません。ただし、自家用二輪自動車について「二輪盗難危険補償特約」をセットされた場合は、補償の対象となります。

契約金額はどうやって決めればいいの？

ご契約金額は、「ご契約時点のお車の価額」で設定します。事故時には「ご契約時点のお車の価額」を限度にお支払いします。

お車の価額（価値）は、ご契約期間中も減少していきますが、ご契約時に設定していただいた金額を限度に保険金をお支払いします。

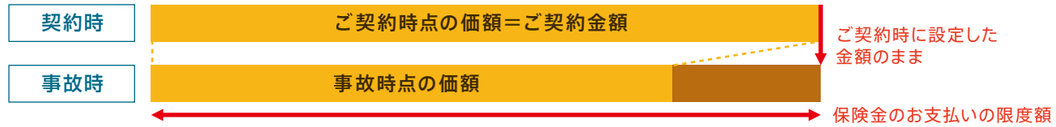

※事故時に「事故時点の価額」を限度に保険金をお支払いすることも可能です。この場合、「車両保険金の時価払特約」をセットします。
※ご契約のお車がレンタカー（1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。）の場合、「事故時点の価額」を限度に保険金をお支払いします。

自己負担額について教えて！

自己負担額が設定されている場合には、その額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、全損の場合は、自己負担額を差し引かずにお支払いします。

自己負担額の設定方式は、次の定額方式と増額方式の２方式からお選びいただけます。
※レンタカー、教習用自動車およびフリート契約は、定額方式のみとなります。

①定額方式（事故の回数を問わず、一律同じ自己負担額を設定する方式です。）

用途車種	設定できる自己負担額
二輪自動車	5万円
原動機付自転車、農耕作業用自動車	1万円
上記以外の用途車種（販売用自動車、陸送自動車および受託自動車を除きます。）	0万円、3万円、5万円、7万円、10万円(注1)

（注1）10万円を超える設定をご希望の場合は、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。
（注2）「1回目の車両事故」および「2回目以降の車両事故」とは、保険期間（長期契約の場合は、1保険年度ごと）内に発生した車両保険に関して車両保険の支払責任がある保険事故の回数によります。

②増額方式（1回目の車両事故よりも2回目以降の車両事故の自己負担額を高く設定する方式です。）

用途車種	設定できる自己負担額	
	1回目の車両事故(注2)	2回目以降の車両事故(注2)
自家用8車種 自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）	0万円	10万円
	3万円	10万円
	5万円	10万円
	7万円	10万円

※「車両免ゼロ特約」をセットされるご契約では、ご契約のお車と相手自動車の衝突または接触による事故であり、かつ、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合で、適用される自己負担額が３万円または５万円のときは自己負担額を差し引かずに保険金をお支払いします。「車両免ゼロ特約」をセットされるには、所定の条件があります。詳細は、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。

プラス **車両新価保険特約** でさらに安心 オプション

買ったばかりの新車！購入時の新車価格で補償してもらえないの？

新車として購入されたお車が、盗難以外の事故により下記①～③にあたる大きな損傷を受け、事故日の翌日から数えて6か月以内に代わりとなるお車を取得されたか、またはご契約のお車を修理された場合に、新価（ご契約時に予めお決めいただいた新車価格）を限度に保険金をお支払いします。(注1)
また、買替えの場合は再取得時諸費用保険金(注2)をお支払いします。

① お車が修理できないとき
② 修理費が新価の50％以上(注3)になるとき
③ 修理費がご契約時点のお車の価額以上になるとき

（注1）次のような場合には、新価ではなく、ご契約時点のお車の価額をお支払いします。
・ご契約のお車が修理できない場合で、代わりとなるお車を取得されないとき。
・ご契約のお車が盗難にあった場合
（注2）新価の10％（20万円限度）を再取得時諸費用保険金としてお支払いします。
（注3）ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。

セット可能なご契約
ご契約のお車が自家用8車種（レンタカーを除きます。）で、かつ、保険期間の末日の属する月が初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて37か月以内［短期契約については、保険期間の初日の属する月が初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて25か月以内］の場合で、車両保険をセットしたご契約
※ノンフリート契約に限ります。
※「車両保険金の時価払特約」をセットしたご契約を除きます。

保険金が支払われない場合について知りたい！

詳細は43ページをご覧ください。

4 車両保険

プラス 代車特約 RENTAL でさらに安心 オプション

車両事故により損傷したご契約のお車を修理している間に、レンタカーなど代車のご利用にかかった費用を実費でお支払いします。また、代車の利用が困難な場合は、鉄道・バスなどの利用による費用をお支払いします。

※1日につきご契約時に設定した支払限度日額を限度としてお支払いします（支払日数は30日が限度）。

セット可能なご契約　ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー、教習用自動車を除きます。）で、車両保険をセットしたご契約

ご契約可能な支払限度日額

ご契約のお車	支払限度日額(注)
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・特種用途自動車（キャンピング車）	3,000～20,000円
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）・自家用小型貨物車	3,000～15,000円
自家用軽四輪乗用車・自家用軽四輪貨物車	3,000～ 7,000円

（注）1,000円の整数倍の金額で設定してください。

プラス アサンテ リサイクル部品使用特約および指定修理工場入庫条件付車両保険特約 オプション

地球に優しい自動車保険です！ 保険料もお安くなります。

セット可能なご契約　ご契約のお車が以下の条件をいずれも満たす国産の自家用5車種（注）で、車両保険をセットしたご契約
1.保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の型式の発売年月の翌月から数えて2年以上であること。
2.保険期間の末日の属する月が、ご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から数えて13年以内であること。

※教習用自動車、車検証上「特種用途」である自動車、改造車、レース・ラリーに出場することのある自動車を除きます。
（注）自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車（小型・軽四輪）をいいます。

アサンテは、お車の事故の際に日新火災の指定修理工場でリサイクルパーツを使用して修理していただくことで車両保険料を約**10%**割引します。

※指定修理工場に入庫されなかった場合や修理をされなかった場合は、保険金を10%減額してお支払いします。ただし、指定修理工場で修理されない相当の理由があり弊社がこれを認めた場合は、減額せずにお支払いします。
※新品パーツのご利用を希望し、修理に使用された場合でも、リサイクルパーツの部品価格でのお支払いになります。ただし、7日以内にリサイクルパーツが見つからなかった場合は、新品パーツの部品価格をお支払いします。

日新火災ではアサンテで得た収益の一部をグリーンベルト運動に寄付しています。

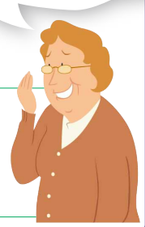

プラス 地震・噴火・津波 車両全損一時金特約 でさらに安心 オプション

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が「全損」(注1)となった場合に、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故につき50万円（車両保険のご契約金額が50万円に満たない場合は、ご契約金額を限度とします。）をお支払いします。

（注1）お支払いの対象となる「全損」は、24ページの『「全損」を判定する基準』に合致する場合をいいます。通常の車両保険における「全損」の定義とは異なりますので、ご注意ください。

セット可能なご契約　ご契約のお車が下記用途車種の自動車で、一般条件の車両保険をセットしたご契約

<セット可能な用途車種>　自家用8車種、自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）、営業用乗用車、営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車、自家用バス、営業用バス、ダンプカー、砂利類運送用普通貨物車
※販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。

地震・噴火・津波による事故例

地震・噴火・津波による次のような事故により、ご契約のお車が**「全損」**となった場合に、保険金をお支払いします。

※お支払いの対象となる「全損」は、上記（注1）と同様です。

- 建物の倒壊により、建物の下敷きになり、お車が損傷した
- 立体駐車場などの構造物からの他物の落下により、お車が損傷した
- 津波により、車内が浸水し、電気系統に障害が生じてお車が走行不能となった
- 津波により、お車が流された
- 揺れにより、他物と衝突し、お車が損傷した
- 地盤沈下により、お車が損傷した
- 津波により、お車が損傷した
- 火災が発生し、お車が全焼した

など

「全損」を判定する基準（お車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合）

ルーフ・ピラー・ガラスの損傷（次の損傷がすべて生じた場合）

ルーフの著しい損傷(注2) ＋ 3本以上のピラーの折損、断裂（またはこれと同程度の損傷） ＋ 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷

ピラー・サイドシル・座席の損傷（次の損傷がすべて生じた場合）

2本以上のピラーの折損、断裂（またはこれと同程度の損傷） ＋ サイドシルの折損、断裂（またはこれと同程度の損傷） ＋ 座席の著しい損傷(注2)

サスペンション・フレームの損傷

前または後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームに著しい損傷(注2)が生じ、走行が困難な場合

サスペンション・車体底部の損傷

前または後の左右双方のサスペンションおよび車体底部に著しい損傷(注2)が生じ、走行が困難な場合

原動機の損傷

原動機のシリンダーに著しい損傷(注2)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合

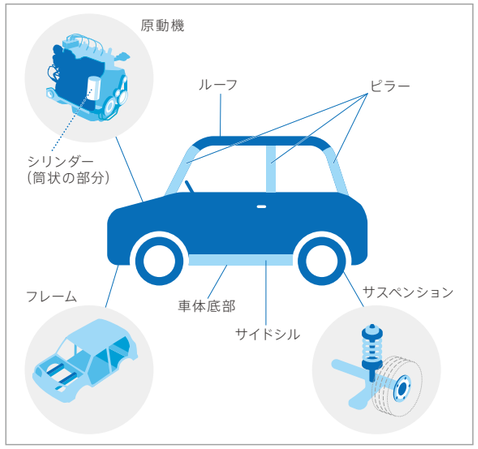

電気自動車の電池部分の損傷

電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷(注2)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

浸水

運転者席の座面を超える浸水を被った場合

流失・埋没

流失または埋没し、発見されなかった場合

全焼

全焼した場合

修理不可能

そのほか、損傷の修理が不可能となり、廃車をされた場合

（注2）「著しい損傷」とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。

ご注意

- 車両保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は、補償の対象となりません。
- この特約による保険金は、ご契約のお車の所有者ではなく記名被保険者にお支払いします。
- お支払いする保険金の額は、車両保険のご契約金額にかかわらず、1回の事故につき50万円です（車両保険のご契約金額が50万円に満たない場合は、ご契約金額を限度とします。）。
- 車両保険のご契約金額は、「ご契約時点のお車の価額」で設定します。詳しくは、22ページをご覧ください。
- この特約により保険金をお支払いした場合であっても、ご契約のお車について所有者が有する所有権その他の物権については弊社に移転しません。

お客さまの目的に合った特約をお選びください。

自動車保険には、これまでご説明した４つの基本補償のほかに、さまざまな特約があります。
目的に合った特約をお選びいただくことで、お客さまに合った自動車保険になります。

オプションとしてお選びいただける特約

弁護士費用特約

オプション　セット可能なご契約：対人・対物賠償責任保険をセットしたご契約

自動車事故の被害者となられた場合も安心！

お客さまに法律上の損害賠償責任がない自動車事故では、弊社は相手の方との示談交渉を行うことができません。このような示談交渉サービスが受けられない場合でも、相手の方との示談交渉を弁護士などに委任したときや法律相談をしたときにかかる費用をお支払いします。

※記名被保険者が個人の場合は、自宅に車が飛び込んできたときなど、ご自身の所有物が自動車事故により損害を被るような事故についても対象となります。

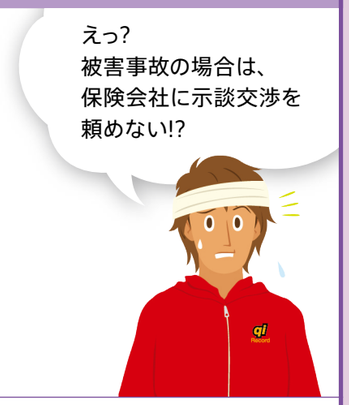

¥ お支払限度額 → **1事故1名**あたり**300万円**を限度
※お支払いする保険金は事前に弊社の承認を得て支出された費用に限ります。

例　信号待ちで停車中に追突された。しかし、相手の方が損害賠償請求に応じてくれない…。

被害事故相談サービス付

お客さまに法律上の損害賠償責任が発生せず、対人賠償・対物賠償の示談交渉サービスが提供できない事故（被害事故）について、弁護士などに委任・法律相談される前に、弊社でご相談やアドバイスなど、お客さまのサポートを行います。

日常生活賠償責任補償特約

オプション　セット可能なご契約：**ご契約のお車が自家用８車種で、対人・対物賠償責任保険をセットしたご契約**
※記名被保険者が個人のノンフリート契約に限ります。※レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

日常生活における賠償事故も補償します！

記名被保険者またはそのご家族の日常生活における偶然な事故で、相手の方を死傷させたり、相手の方の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

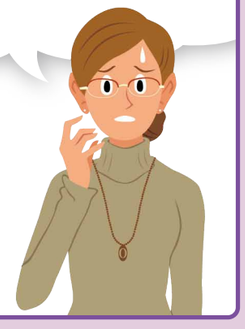

¥ お支払限度額 → **1事故**につき**2億円**を限度

例
・買い物中に、お店で商品を壊してしまった！
・ベランダから植木鉢を落として通行人にケガをさせてしまった！
・飼い犬が、下校中の小学生の足をかみケガをさせてしまった！

＋ 示談交渉サービス付

ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

オプション　セット可能なご契約：**ご契約のお車が自家用８車種および自家用二輪自動車で、対人・対物賠償責任保険および人身傷害補償保険（実損払）をセットしたご契約**
※記名被保険者が個人のノンフリート契約に限ります。※レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

ご契約のお車が原動機付自転車ではない場合でも、原動機付自転車による事故を補償します！

記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車を運転中の事故などについて、保険金をお支払いします。

¥ 補償内容 → **対人・対物賠償事故、人身傷害事故、無保険車傷害事故**を補償します。
※ご契約金額は、ご契約のお車の各補償項目（対人・対物、人身傷害（実損払）、無保険車傷害）のご契約金額と同額です。
※ご契約のお車の対物賠償責任保険の自己負担額が5万円を超える場合は、この特約の対物賠償責任保険の自己負担額は5万円となります。

※原動機付自転車とは、総排気量が125cc以下の二輪車または総排気量が50cc以下の三輪以上の自動車をいいます。ただし、総排気量が50cc超の側車付二輪自動車を除きます。※借りた原動機付自転車による事故も補償されます。※この特約で補償する事故には、運転者家族限定特約、運転者本人・夫婦限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。※人身傷害事故を補償しないタイプの「ファミリーバイク特約（人身傷害なし）」もあります。

例　**保険金をお支払いできる主な場合**
・記名被保険者が友人から借りた原動機付自転車を運転中の事故
・大学の近くで一人暮らしをしている未婚のお子さまが所有している原動機付自転車を、そのお子さまが運転中の事故

事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約

オプション　セット可能なご契約：**ご契約のお車がすべての用途車種（二輪、原付、レンタカー、教習用自動車を除きます。）のご契約**

遠方での事故の際に必要となった宿泊費などを補償します！

車両事故により、ご契約のお車が走行不能となった場合や被保険者が死亡または入院された場合に、次の費用をお支払いします。

¥ 事故時宿泊費用 → 自宅から遠方での事故で、ホテル・旅館に臨時に宿泊したときの宿泊費用（1泊分）
→**1事故1名**あたり**1万円**を限度

¥ 事故時帰宅・移動費用 → 事故発生地からご自宅、ご契約のお車の出発地、または当面の目的地へ移動するための交通費
→**1事故1名**あたり**2万円**を限度

二輪盗難危険補償特約

オプション

NEW **バイクの盗難を補償するから、さらに安心！**

車両保険で補償対象外としているバイクの盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）に対して、保険金をお支払いします。

※エンジンキーおよびホイールロックのいずれも施錠されている状態で盗難された場合に限ります。
※盗難未遂またはパーツ（タイヤを含みます。）のみの盗難により生じた損害は、補償の対象となりません。
※この特約の自己負担額は、5万円となります。

セット可能なご契約：下記の条件をすべて満たす場合にセットできます。
・記名被保険者が個人のノンフリート契約
・対人・対物賠償責任保険をセットしたご契約
・運転者年齢35歳以上限定特約をセットしたご契約
・保険期間が1年以内のご契約
・お車の用途車種が自家用二輪自動車（総排気量が125cc超）

※車両保険をセットされていない場合でも、この特約をセットできます。なお、同時に車両保険をセットする場合の車両保険のご契約金額は、この特約のご契約金額と同額となります。
※一部の型式については、セットできない場合があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約内容により自動的にセットされる特約

借りた車を運転中に事故を起こしてしまったとき

記名被保険者が個人の場合

他車使用･管理危険補償特約　自動セット

セット条件　**ご契約のお車が自家用８車種で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットした ご契約で記名被保険者が個人の場合**
※レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

友人･知人などから借りたお車での事故も補償します！

借りたお車を運転中の事故も、お客さまの保険から優先して保険金をお支払いすることができます。

※自家用８車種を借用している場合に起こした事故が補償の対象となります。
※ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、その代わりとして借りたお車（自家用8車種に限ります。）を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転中に起こした事故は補償の対象となります。
※運転者家族限定特約、運転者本人･夫婦限定特約および運転者年齢条件特約をセットしている場合は、これらの特約が適用されますので、記名被保険者のご家族であっても補償の対象にならない場合があります。
※借りたお車の範囲には、一定の制限があります。記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は借りたお車に該当しません。
※記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転者として使用中のお車は借りたお車に該当しません。
※借りたお車がレンタカーなどの場合は、レンタカーの保険が優先されます。
※記名被保険者が法人の場合も、ご希望によりセットできる場合があります。
※駐車中に生じた盗難やいたずらなど、「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。

借りたお車を運転中の事故でもお客さまの保険から優先払するケース
･借りたお車を運転中に賠償事故（対人･対物）を起こし、法律上の損害賠償責任を負担された場合
･借りたお車自体に損害が生じ、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担された場合（注）
（注）お客さまが車両保険をご契約の場合で、ご契約のお車の車両保険でお支払いできる事故に限ります。

ご契約のお車が二輪･原付の場合は･･･

他車使用･管理危険補償特約（二輪･原付）　自動セット

セット条件　**ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をセットしたご契約で記名被保険者が個人の場合**
※レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

※二輪自動車および原動機付自転車を借用している場合に起こした事故が補償の対象となります。
※ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、その代わりとして借りたお車（二輪自動車および原動機付自転車に限ります。）を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転中に起こした事故は補償の対象となります。
※駐車中に生じたいたずらなど、「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。
※二輪盗難危険補償特約がセットされている場合でも、借りている二輪自動車および原動機付自転車の使用または管理中の盗難による損害については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。
※上記以外は、「他車使用･管理危険補償特約」と同じです。

記名被保険者が法人の場合

臨時代替自動車補償特約　自動セット

セット条件　記名被保険者が法人の場合、記名被保険者が個人のフリート契約の場合またはリースカーに関する特約がセットされたご契約

修理中に借りたお車での事故も補償します！

ご契約のお車が修理･整備などのために整備工場などにある間に借りた代車で事故を起こした場合にも、お客さまの保険から優先して保険金をお支払いします。

お客さまの“うっかり”を 自動セット の特約でサポートします！

継続契約の取扱いに関する特約（継続手続き忘れサポート）　自動セット

ご契約の満期時に継続手続をお取りになれなかった場合でも、所定の条件を満たすときに限り、満期日の翌日から数えて３０日以内にお手続をお取りいただければ、その間に発生した事故を補償します（前年のご契約と同じ内容でご契約が継続されたものとみなします。）。
※ノンフリート契約に自動セット

家族内新規運転者の自動補償特約　自動セット

保険期間の中途で、ご契約のお車を運転するご家族に変更（運転者の年齢条件を満たさないお子さまが初めて運転免許を取得されたり、限定運転者に該当しない別居の父母が同居することになったりしたなど）があり、年齢条件や限定条件の変更のお手続を忘れてしまった場合でも、所定の条件を満たしていれば、その間に発生した事故を補償します。
※記名被保険者が個人のノンフリート契約で「年齢を問わず補償」以外の年齢条件をお選びいただいているご契約、または「運転者本人･夫婦限定特約」をセットされたご契約に自動セット

ご注意
下記の追加保険料をお支払いいただくことが条件となります。
･運転者年齢条件の変更による追加保険料
･運転者本人･夫婦限定特約を運転者家族限定特約に変更することによる追加保険料

被保険自動車の入替における自動補償特約　自動セット

ご契約のお車を手放され、新たにお車を取得されて、入替のお手続をお忘れになった場合でも、新たにお車を取得された日の翌日から数えて30日以内に変更のお手続をお取りいただければ、新たに取得されたお車についてその間に発生した事故を補償します。
※ご契約のお車の所有者が個人の契約またはノンフリートの契約に自動セット

ご注意
･ご契約のお車が廃車、譲渡または返還されていることが条件となります。
･ご契約のお車と新たに取得されたお車が、入替可能な場合に限ります。
･車両保険をご契約いただいている場合には、新たに取得されたお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

補償の重複に関するご注意

以下の特約をセットされる場合で、記名被保険者やそのご家族が既に他の保険契約で以下の特約と同種の保険商品をご契約されているときは、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります（ご契約金額が無制限以外のときは、補償が重複していてもご契約金額が合算されて補償されます。）。お客さまのニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の特約をセットされたご契約を解約されるときなどは以下の特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

1	傷害車外危険補償特約 傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）	ご契約金額が無制限のご契約がある場合、ご契約のお車以外のお車に搭乗中や歩行中、または自転車に搭乗中の人身傷害事故およびご契約のお車に搭乗中以外の無保険車傷害事故についての補償が重複することがあります。
2	ファミリーバイク特約（人身傷害なし） ファミリーバイク特約（人身傷害あり）	ファミリーバイク特約の補償の対象となる原動機付自転車について、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険（実損払）※のご契約金額が無制限のご契約がある場合、補償が重複することがあります。 ※人身傷害補償保険（実損払）の重複は、ファミリーバイク特約（人身傷害あり）をセットされる場合に該当します。
3	弁護士費用特約	記名被保険者またはそのご家族が、弁護士費用特約をセットした自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約をセットされると補償が重複することがあります。
4	日常生活賠償責任補償特約	記名被保険者またはそのご家族が、既に他の保険商品等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。

ご契約のシミュレーション

組合せ例

4つの基本補償に特約をプラスして、それぞれのお客さまに最適な保険をご提案します。

Case.1 新しく保険に入られる方

憧れの車を手に入れた！
初めての車の保険。補償を充実させて安心して乗りたい。そういえば父さんが追突事故にあったとき、自分は何も悪くないのに、解決までとても大変だったらしい。そういったことにも対応できる補償ってあるのかな？

家族構成：単身（21歳）

基本の補償

1 対人賠償責任保険 ➡ 無制限

2 対物賠償責任保険 ➡ 無制限

3 人身傷害補償保険（実損払） ➡ 5,000万円

4 車両保険 ➡ エコノミー

契約条件

用途車種：自家用普通乗用車
等級：6等級
運転者の範囲：運転者本人・夫婦限定特約
年齢条件：21歳以上限定

プラス 特約

交通弱者補償特約

歩行者の飛び出しが原因の事故でも、手厚い補償をして、円満に解決したい。

弁護士費用特約

被害事故の場合でも、示談交渉の依頼などにかかった費用が支払われるから安心！

対物超過修理費特約

古い車と衝突して、修理費が時価を超えてしまう場合、トラブルにならないか心配…

車両新価保険特約

買ったばかりの新車だから、もし事故で大破したときでもまた新車に買い替えたいな。

Case.2 これまでの保険を見直す方

息子が自動車免許を取得。
父さんの車を運転したいって言うだろうな。
しかし、まだ運転がヘタだから、事故を起こさないかと心配だ。高級車にぶつけたりしたら、補償が大変だし…。

家族構成：父・母・息子
（夫56歳　妻51歳　息子20歳）

基本の補償

1 対人賠償責任保険 ➡ 無制限

2 対物賠償責任保険 ➡ 5,000万円を **無制限に切り替え**（見直した補償内容）

3 人身傷害補償保険（実損払） ➡ 5,000万円

4 車両保険 ➡ エコノミーを **一般条件に切り替え**（見直した補償内容）

契約条件

用途車種：自家用普通乗用車
等級：20等級
運転者の範囲：「運転者本人・夫婦限定特約」から「運転者家族限定特約」に変更（見直した補償内容）
年齢条件：「35歳以上限定」から「年齢を問わず補償」に変更（見直した年齢条件）

プラス 今までの特約に加えて、さらに安心な特約をおすすめします。

代車特約

郊外に住んでいるから、事故で車が使えなくなると困るんですよね。

対物超過修理費特約

古い車と衝突して、修理費が時価を超えてしまう場合、トラブルにならないか心配…

ご契約のシミュレーション

組合せ例

Case.3 これまでの保険を見直す方

自転車で通学している娘が、自転車に乗っているときに転んでケガをしたり、歩いている人にぶつかってケガをさせたりしないか心配だわ。
自動車保険で自転車の事故も補償できるって聞いたけど…。

家族構成：父・母・娘
（夫45歳　妻45歳　娘15歳）

基本の補償

1 対人賠償責任保険 ➡ 無制限

2 対物賠償責任保険 ➡ 無制限

3 人身傷害補償保険（実損払） ➡ 5,000万円

4 車両保険 ➡ 一般条件

プラス 今までの特約に加えて、さらに安心な特約をおすすめします。

傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）

日常生活賠償責任補償特約

契約条件

用途車種：自家用普通乗用車
等級：16等級
運転者の範囲：運転者本人・夫婦限定特約
年齢条件：35歳以上限定

Case.4 これまでの保険を見直す方

息子が原付の免許を取得。
原付でのケガや事故を補償してくれる保険に加入したいんだけど…。
私の自動車保険で一緒に補償してもらえないかな？

家族構成：父・母・息子
（夫48歳　妻45歳　息子18歳）

基本の補償

1 対人賠償責任保険 ➡ 無制限

2 対物賠償責任保険 ➡ 無制限

3 人身傷害補償保険（実損払） ➡ 5,000万円

4 車両保険 ➡ 一般条件

プラス 今までの特約に加えて、さらに安心な特約をおすすめします。

ファミリーバイク特約（人身傷害あり）

契約条件

用途車種：自家用普通乗用車
等級：20等級
運転者の範囲：運転者本人・夫婦限定特約
年齢条件：35歳以上限定

保険料のお支払方法

お客さまのご希望に応じてお選びください。また、保険料の仕組みもご確認ください。

主なお支払方法 安心 簡単 便利 キャッシュレスでのお支払いをおすすめします！

口座振替

お客さまのご指定口座から保険料をお引落しさせていただく方法です。

➡初回の保険料から口座振替でお支払いいただけます。

一時払　分割払　5％割増（注1）

クレジットカード払［携帯電話方式］

クレジットカードで保険料をお支払いいただく方法です。

➡申込書のQRコードをカメラ付携帯電話で読み取り、クレジットカード情報を入力してください。

一時払　分割払　5％割増（注1）

コンビニ払

コンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行・郵便局で保険料をお支払いいただく方法です。（注2）

➡ご契約後、払込票を郵送いたします。

一時払　分割払

請求書払

銀行やインターネットバンキング等で保険料をお振込みいただく方法です。

➡ご契約後、請求書を郵送いたします。

一時払　分割払

（注1）2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合は、分割割増のない大口分割を適用します。
（注2）保険料が30万円を超える場合は、コンビニ払をご利用いただくことができません。

長期分割払方式

保険期間を2年または3年とする長期のご契約で、保険料を分割してお支払いいただく方式です。前年の事故件数・事故内容によって、保険年度ごとにノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険料が変更となります。

◎お支払方法：口座振替またはクレジットカード払［携帯電話方式］
◎お支払回数：2回または24回（保険期間2年のご契約）・3回または36回（保険期間3年のご契約）
※お支払回数が24回または36回の場合、保険料が5％割増となります。

割引・割増について ご契約の内容やノンフリート等級によって、各種割引・割増を適用します。

割引

新車割引

対象となるお車	対人賠償	対物賠償	人身傷害（実損払）	人身傷害（定額払）	車　両
自家用乗用車（普通・小型）	9％	9％	9％	9％	5％
自家用軽四輪乗用車	8％	—	10％	10％	—

適用条件　保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて25か月以内であること。

ゴールド免許割引

対象となるお車　自家用８車種・二輪・原付
割引率　10％
適用条件　記名被保険者がゴールド免許であること

長期優良契約割引

対象となるお車　すべてのお車
割引率　3％
適用条件　前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも20等級となる場合

ノンフリート多数割引

対象となるお車　すべてのお車
割引率　ご契約のお車が　2台：1％　3～5台：3％　6台以上：5％
適用条件　2台以上のお車を1保険証券でご契約される場合

割増

連続1等級契約割増

対象となるお車　すべてのお車　割増率　15％　適用条件　前契約と新契約のノンフリート等級が、いずれも1等級となる場合

※ノンフリート等級1等級に対する等級係数（割増）とは別に、割増率15％を適用します。

ご注意　各種割引・割増には、所定の適用条件があります。適用条件などの詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、保険料は各種割引率・割増率を乗じて計算します。

保険料の仕組み ノンフリート契約のお客さまの自動車保険の保険料は、下記の要素から構成されています。

1 ご契約のお車の型式ごとに決定される要素
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車のみ対象
型式別料率クラス制度
同じ型式のお車全体の事故の実績などによって決定されたクラスに応じて、保険料が上下します。

＋

2 ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素
ノンフリート等級別料率制度
ご契約ごとに前契約での事故件数・事故内容によって決定されたノンフリート等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が上下します。

＋

3 ご契約条件によって決定される要素
各種割引・割増の適用の有無などに応じて保険料が上下します。
☞各種割引・割増の適用につきましては、33ページをご覧ください。

➡ お客さまにお支払いいただく保険料

※フリート契約のお客さまは…ご契約者ごとのご契約台数・事故の有無・損害率によって決定された優良割引・割増（デメリット料率）を適用します。

1.型式別料率クラス制度

「自家用普通乗用車（3ナンバー）」「自家用小型乗用車（5・7ナンバー）」については、お車の型式ごとに事故の実績をランク付けし、保険料に反映させる型式別料率クラス制度（各保険会社共通）を採用しています。
※一部の8ナンバーのお車についても、型式別料率クラス制度を採用しています。
◎料率クラスは、補償項目（車両・対人・対物・傷害）ごとに1～9の9段階で決定します。
◎料率クラスの数字が高いほど、保険料も高くなります。
◎料率クラスは、毎年1回（1月1日）、直近の事故の成績データをもとに見直しが行われます。

例えば同じ排気量のお車でも、クラスが異なれば保険料も異なります。
事故の多い型式のお車 → 保険料
車両クラス…6　対人クラス…6　対物クラス…5　傷害クラス…5
事故の少ない型式のお車 → 保険料
車両クラス…4　対人クラス…5　対物クラス…4　傷害クラス…5

2.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリート等級別料率制度は、ノンフリート契約について、1等級から20等級までの等級区分および各等級区分の等級係数（割引・割増）の適用により、保険料が割引・割増される制度です。初めてご契約いただく場合には、6等級または7等級を適用し、ご契約期間中に発生した事故件数および事故内容によって、継続後の新契約の等級および等級係数（割引・割増）が決定します。1年間無事故の場合には継続後の新契約の等級は1等級上がります。3等級ダウン事故が発生した場合には事故件数1件につき3等級、1等級ダウン事故が発生した場合には事故件数1件につき1等級下がります。7F等級から20等級までの等級係数（割引・割増）には、無事故係数と事故有係数の2種類があり、事故有係数適用期間(注)が「0年」の場合には無事故係数、事故有係数適用期間(注)が「1年」から「6年」の場合には事故有係数が適用されます。事故有係数は、無事故係数と比べて割引率が小さく、保険料が高くなります。

☞3等級ダウン事故および1等級ダウン事故の内容につきましては、35ページをご覧ください。

（注）事故有係数適用期間とは

「事故有係数」が適用される期間を「事故有係数適用期間」といいます。
「事故有係数適用期間」は、3等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故が発生した契約の継続後の新契約には事故1件につき「1年」が加算されます。それ以降は、1年間経過するごとに「事故有係数適用期間」は「1年」減少します。
「事故有係数適用期間」は事故が発生するたびに積算されますが、上限は「6年」であり、また下限は「0年」です。

前契約なしの場合 新規契約

初めてご契約いただく場合は6等級（事故有係数適用期間0年）になり、運転者の年齢条件に応じた割引・割増を適用します。

初めてご契約いただく場合（純新規契約）

＜保険期間の初日が2014年10月1日以降のご契約の割増引率＞

	6A	6B	6C	6G	6D
割増	28％	3％			4％
等級	6A	6B	6C	6G	6D
年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上限定	26歳以上限定	35歳以上限定	対象外
割引			9％	9％	

2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合（複数所有新規契約）

複数所有新規割引（セカンドカー割引）　2台目以降のお車を初めてご契約いただく場合で、下記の適用条件を満たすときは７等級（事故有係数適用期間０年）になり、運転者の年齢条件に応じた割引・割増を適用します。

＜保険期間の初日が2014年10月1日以降のご契約の割増引率＞

	7A	7B	7C	7G	7D
割増	11％				
等級	7A	7B	7C	7G	7D
年齢条件	年齢を問わず補償	21歳以上限定	26歳以上限定	35歳以上限定	対象外
割引		11％	40％	40％	39％

＜適用条件＞以下の(1)～(4)のすべてを満たす場合
(1)他のご契約の等級が11等級～20等級であること。(注1)(2)2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が他のご契約の保険期間内にあること。(3)他のご契約と2台目以降のお車のご契約の用途車種がいずれも自家用８車種またはいずれも自家用二輪自動車であること。(4)他のご契約と2台目以降のお車のご契約の記名被保険者およびお車の所有者が同一、かつ、個人であること。(注2)
(注1)他のご契約が弊社長期分割払方式を適用した長期契約の場合は、2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が属する保険年度に適用される等級が11等級～20等級であること。また、他のご契約が弊社長期一括払方式を適用した長期契約の場合は、2台目以降のお車のご契約の保険期間の初日が属する保険年度の初日を保険期間の初日とする継続契約を締結したと仮定したときに、その継続契約に適用される等級が11等級～20等級であること。
(注2)2台目以降のお車のご契約の記名被保険者が次の②または③に該当する場合、2台目以降のお車の所有者が次の①～③に該当する場合はそれぞれ同一とみなします。
①他のご契約の記名被保険者②他のご契約の記名被保険者の配偶者③他のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

前契約ありの場合 継続契約

前契約の等級、事故件数および事故内容、事故有係数適用期間により、継続後の新契約の等級および事故有係数適用期間が決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。

事故の種類とその内容

ⓐノーカウント事故

主な内容：人身傷害補償保険（実損払）、無保険車傷害保険、傷害車外危険補償特約、傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）、人身傷害補償保険（定額払）、ファミリーバイク特約、事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約、弁護士費用特約、交通弱者補償特約、日常生活賠償責任補償特約、地震・噴火・津波車両全損一時金特約、代車特約(注1)、車両保険の無過失事故(注2)にかかる保険事故

→ 1等級アップ
事故有係数適用期間 加算なし

ⓑ1等級ダウン事故

主な内容：車両保険のみにかかる事故で次のいずれかを原因とするもの、および二輪盗難危険補償特約にかかる事故（これらの事故とノーカウント事故の組合せの保険事故も含みます。）
火災・爆発(注3)、盗難、台風、落書き、窓ガラス破損(注3)、いたずら(注4)　など

→ 事故1件につき
1等級ダウン
事故有係数適用期間 1年加算

ⓒ3等級ダウン事故

上記ⓐ、ⓑ以外の事故

→ 事故1件につき
3等級ダウン
事故有係数適用期間 3年加算

(注1)2012年10月1日以降を保険期間の初日とするご契約に発生した事故より、ノーカウント事故となります。
(注2)「車両保険の無過失事故」とは、次の条件をいずれも満たすものをいいます。
①車対車事故の発生に関してご契約のお車の所有者および使用または管理していた方に過失がなかったことが確定すること。
②車対車事故の相手自動車の登録番号、車両番号、標識番号または車台番号ならびに車対車事故の発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認できること。
※2012年10月1日以降を保険期間の初日とするご契約では、「車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）」の適用により、上記取扱いとなります。ただし、車両新価保険特約により保険金が支払われる場合は、3等級ダウン事故となります。「車両保険の無過失事故に関する特約（相手自動車確認条件付）」は、ご契約のお車がすべての用途車種（販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）で、ノンフリート契約かつ車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。
(注3)飛来中または落下中の物以外の他物との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によるものを除きます（2012年10月1日以降を保険期間の初日とするご契約に発生した事故に限ります。）。
(注4)ご契約のお車の運行によるものおよび他のお車との衝突・接触によるものを除きます。

各等級区分の等級係数（割引・割増）

前契約ありの場合（継続契約）に適用する各等級区分の無事故係数、事故有係数は下記のとおりです。①～④の期間ごとに、それぞれの等級係数（割引・割増）を適用します。

保険期間の初日(注1) ＼ 等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6F等級	7F等級	8等級	9等級	10等級	11等級	12等級	13等級	14等級	15等級	16等級	17等級	18等級	19等級	20等級
①2012年10月1日～2013年9月30日(注2)		52%割増	26%割増	10%割増	1%割引	10%割引	17%割引	23%割引	28%割引	33%割引	37%割引	40%割引	44%割引	47%割引	50%割引	52%割引	55%割引	57%割引	59%割引	61%割引	63%割引
②2013年10月1日～2014年9月30日	無事故	64%割増	28%割増	12%割増	2%割引	13%割引	19%割引	28%割引	40%割引	41%割引	43%割引	46%割引	47%割引	48%割引	49%割引	50%割引	52%割引	55%割引	57%割引	59%割引	63%割引
	事故有							20%割引	21%割引	22%割引	23%割引	25%割引	27%割引	29%割引	31%割引	33%割引	36%割引	38%割引	40%割引	42%割引	44%割引
③2014年10月1日～2015年9月30日	無事故	64%割増	28%割増	12%割増	2%割引	13%割引	19%割引	29%割引	40%割引	42%割引	44%割引	46%割引	48%割引	49%割引	50%割引	51%割引	52%割引	53%割引	55%割引	57%割引	63%割引
	事故有							上記②2013年10月1日～2014年9月30日の事故有係数と同一の係数を適用します。													
④2015年10月1日以降	無事故	64%割増	28%割増	12%割増	2%割引	13%割引	19%割引	30%割引	40%割引	43%割引	45%割引	47%割引	48%割引	49%割引	50%割引	51%割引	52%割引	53%割引	54%割引	55%割引	63%割引
	事故有							上記②2013年10月1日～2014年9月30日の事故有係数と同一の係数を適用します。													

(注1) 長期分割払方式を適用した長期契約の場合は、各保険年度の初日または初日応当日が属する期間ごとに、上記それぞれの等級係数（割引・割増）を適用します。
(注2) 事故有係数適用期間が「1年」から「6年」となるご契約の場合、保険期間の初日が①2012年10月1日～2013年9月30日であっても、②2013年10月1日～2014年9月30日の「事故有」の係数（割引・割増）を適用します。
※各等級における等級係数（割引・割増）は、将来、変更となることがあります。

適用例（継続契約の保険期間の初日が2015年10月1日以降の場合）

前契約が11等級だった場合の継続契約の等級・等級係数は？（「事故有係数適用期間0年」の場合）

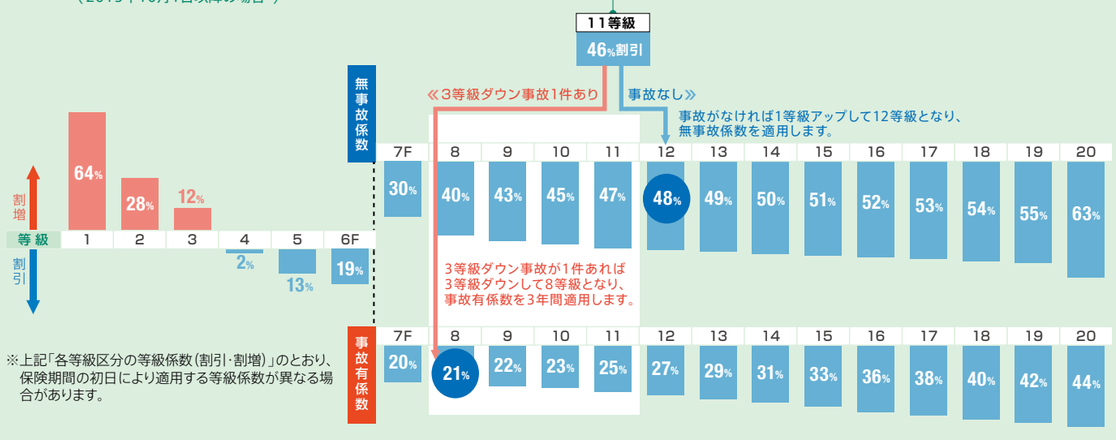

※上記「各等級区分の等級係数（割引・割増）」のとおり、保険期間の初日により適用する等級係数が異なる場合があります。

等級、事故有係数適用期間の適用例

3等級ダウン事故が1件発生し、その後、3年間無事故であった場合

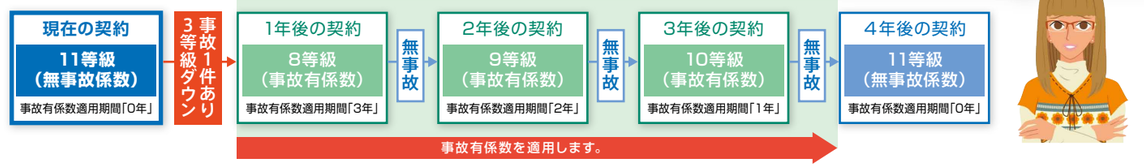

ご注意

❶等級を継承することができない場合

原則として前契約の満期日または解約日の翌日から数えて7日以内の日を保険期間の初日として契約をご継続されない場合は、7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間は「1年」減少しません。また、前契約が解除となった場合も7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間は「1年」減少しません。

前契約（13等級・事故なし、事故有係数適用期間「1年」）← 8日以上 → 新契約（6F等級、事故有係数適用期間「1年」）→ 13等級は継承できません。事故有係数適用期間は「1年」減少しません。

❷1等級～5等級、6F等級および事故有係数適用期間の継承について

・新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の等級が1等級～5等級、6F等級になるときは、その等級を継承します。
・新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約がある場合で、新契約の事故有係数適用期間が1年～6年になるときは、その事故有係数適用期間を継承します。

前契約（8等級、事故有係数適用期間「1年」）← 13か月以内 → 新契約（5等級、事故有係数適用期間「4年」）→ 5等級、事故有係数適用期間「4年」を適用します。
（3等級ダウン事故・1件あり）
※事故有係数は、7F等級以上となった場合に適用されます。

❸1等級ダウン事故の取扱い

前契約の保険期間の初日が2012年9月30日以前の場合、1等級ダウン事故は等級すえおき事故として取り扱います。
※等級すえおき事故の場合、継続後の新契約に適用する等級は前契約と同一の等級を適用します。また、事故有係数適用期間は加算されません。

❹前契約が当社以外で引き受けられていた場合

・弊社でご継続いただく場合と同様の方法で、等級および事故有係数適用期間を決定します。
・前契約で事故有係数適用期間を適用していない場合は、前契約の事故有係数適用期間を「0年」とみなし、新契約の事故有係数適用期間を決定します。ただし、新契約の保険期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任期間を有していたご契約があり、事故有係数適用期間が適用されていた場合には、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとみなして、新契約の事故有係数適用期間を決定します。
・一部の保険会社、共済については取扱いが異なります。

❺保険期間通算による等級継承の特則

他の保険会社で契約中のご契約を保険期間の途中で解約し、弊社で新たにご契約いただいた場合で、所定の条件を満たすときは、2つのご契約の保険期間を通算し、これを前契約とみなして翌年度のご契約の等級を進行させ、また事故有係数適用期間を減少させることができます。詳細は、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

❻中断証明書を使用する場合

中断証明書を使用して新たにご契約を締結される場合は、中断されたご契約を前契約とみなして、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。

※前契約とは、新契約と「記名被保険者」および「ご契約のお車」を同一（所定の条件を満たすお車に入れ替えられた場合を含みます。また、記名被保険者の変更があった場合でも、その変更が所定の条件を満たす場合は同一とみなします。）とする保険契約で、新契約の保険期間の初日を含めて13か月以内に保険責任を有していたご契約をいいます。詳細は、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
※前契約の保険期間が1年未満（短期契約）、1年を超える契約（長期契約）の場合は取扱いが一部異なります。長期分割払方式を適用した長期契約の場合は、各保険年度の事故の発生状況に応じて、その翌保険年度以降に適用される等級および事故有係数適用期間を、保険期間が1年のご契約の取扱いに準じて決定します。詳細は、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

困ったときのご連絡先

ご契約内容の変更、ご契約に関するご質問やご相談は

ご契約内容に変更が生じる場合やご契約に関するご質問・ご相談がある場合は、取扱代理店または弊社もしくは下記の日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。

※49ページ記載の「ご契約後にご注意いただきたいこと（通知義務など）」も合わせてご参照ください。

例1　ご契約のお車を他のお車に入替

新しくお車を買い替えられた場合など

ご注意　お電話の際には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。

例2　ご契約のお車の登録番号・車両番号・標識番号・車台番号の変更

ご当地ナンバーに変更された場合、引越によりナンバーが変更になった場合など

例3　ご契約のお車の用途車種の変更

お車の用途が自家用から営業用に変更になった場合など

例4　ご契約者、記名被保険者（氏名・名称または住所）の変更

例5　ご契約のお車を譲渡

ご注意　ご契約のお車を譲渡された場合、ご契約に適用される普通保険約款・特約に関する権利・義務は、自動的には譲受人に移りません。

例6　車両価額が著しく増減

ご契約のお車に高額な付属品を装着された場合など

例7　運転者年齢条件の変更

同居のお子さまが運転免許を取得し、ご契約のお車を運転するようになった場合など

例8　ご契約のお車が特種用途自動車のキャンピング車、放送宣伝車または事務室車の場合で、特種用途に係る設備を取り外されるとき

ご契約のお車がキャンピング車で、水道設備、炊事設備、就寝設備などを取り外される場合など

日新火災テレフォンサービスセンター　弊社オペレーターが、電話で対応いたします。

フリーダイヤル **0120-616-898**

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間：平日／9時～20時　土日・祝日／9時～17時

お客さま　　弊社オペレーター

変更内容の確認	お返しする保険料や追加でいただく保険料の計算	保険料のお支払方法のお知らせ	ご契約内容の変更に必要な資料のご案内	ご契約に関するご質問・ご相談

ご注意（ご契約内容の変更の場合）

◎ご契約者ご本人からいただいたお電話のみ、ご契約内容の変更を受け付けます。
◎お電話の際には、お手元に「保険証券」をご用意ください。
◎お車のご変更の場合には、お手元に新しいお車の車検証をご用意ください。
◎ご変更の内容によっては、日新火災テレフォンサービスセンターでの受付ができない場合があります。
　下記のような場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。

受付の対象とならない主な場合

・ご契約者のご意向により解約する場合　・フリート契約

もしも事故にあわれたら

サービス24

フリーダイヤル **0120-25-7474**　24時間・365日

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

サービス24にて、お客さまからの事故受付および事故相談などを24時間・365日行っています。
全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

事故発生から解決までの流れ（対人・対物事故の場合）

お客さま　／　日新火災

事故発生！
警察への届出など

→ 事故連絡 →

事故受付・ご契約内容の確認

サービス24オペレーター

担当者より、以下の過程で対応いたします。

1.ご安心コール
「事故解決までの流れ」をご案内します。

2.リターンコール
「相手の方との打合せ内容」をご報告します。

初期対応
- 相手の方への連絡
- 代車の手配
- 病院への手配　など

3.経過コール
「進捗状況」をご報告します。
- 事故・損害の調査
- 相手の方との交渉

4.解決コール
「調査終了または示談成立」をご報告します。
- 調査終了
- 示談成立／保険金をお支払い

お客さま

弊社専門スタッフ

事故が発生した場合は次の措置を

1 まず負傷者の救護を！

ケガをされた方がいる場合は、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 二次災害防止の安全確保を！

後続事故のおそれがある場合、速やかにケガをされた方を救出し事故車両を移動しましょう。

3 警察へ事故の届出を！

事故の場合は必ず警察へ届出してください。また、ケガをされた方がいる場合は人身事故である旨の届出を必ずしてください。

4 直ちに弊社までご連絡を！

落ち着かれましたら、直ちに取扱代理店または弊社まで事故内容をご連絡ください。

5 修理、示談前には必ず弊社の承認を!

修理、示談をなさるときは事前に必ず弊社の承認を得てください。

※以上のお手続がなされませんと保険金のお支払いができないことがあります。

ロードサービス　**ドライビングサポート24**

お車に関するトラブルから お客さまを守ります。

専用フリーダイヤル **0120-097-365**（レス キュー なら　サン ロク ゴ）

夜間でも休日でも 24時間 365日
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

本サービスをご利用になる際は、専用フリーダイヤルにご連絡ください。専用フリーダイヤルを経由せずお客さまご自身または第三者が手配された場合は、無料サービスの対象になりません。また、原則として運転者ご自身からの連絡とさせていただきます。

※事故の場合、最初に「サービス24」0120-25-7474にご連絡をお願いいたします（事故受付後、ドライビングサポート24に転送いたします。）。
※耳や言葉の不自由なお客さまは、40ページの「日新火災モバイルサイト」より、電子メールにてご連絡いただくことができます。

無料サービスの内容・ご利用回数

1 キー閉じこみ時の解錠サービス
ヘルパー工具を使用し、解錠を行います。
※盗難防止装置などにより、ヘルパー工具による解錠が困難な車両の解錠にかかる費用はお客さまのご負担となります。

2 バッテリー上がり時のジャンピングサービス
バッテリー上がりの際、ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。
※バッテリー充電費用および取替費用は、お客さまのご負担となります。

3 高速/有料道路上でのガス欠時給油サービス
燃料を10リットルまで無料で給油します。
※高速/有料道路上以外では、ガス欠時給油サービスは有料となります。

4 パンク時のスペアタイヤ交換サービス
お客さまの車両に搭載されているスペアタイヤへの交換を行います（二輪自動車、原動機付自転車などは、搬送サービスとなります。）。
※タイヤ補修剤による応急処置の場合やスペアタイヤをお持ちでない場合のタイヤ購入費用、タイヤ交換費用などはお客さまのご負担となります。また、レスキュー業者によるタイヤの代理購入などは行いません。

5 引上げ・引下ろしサービス
落差1m以内の落輪時の引上げや段差1m以内の路肩・縁石などへの乗上げ時の引下ろしを行います（タイヤ1本のみの落輪等の場合に限定となります。）。
※タイヤ2本以上の作業はタイヤ1本目の料金からお客さまのご負担となります。また、転落、横転、建物などへの衝突などの場合の作業費用についても、お客さまのご負担となります。

6 牽引・搬送サービス
事故・故障で自力走行が不能になった場合、牽引または積載車による搬送を行います。
※無料で牽引・搬送を行う距離は、100km以内の工場までとさせていただきます（原則、レスキュー業者指定の最寄りの工場までとなります。）。
※お客さまが指定する場所への牽引・搬送後、別の場所への再度の牽引・搬送を依頼された場合のすべての料金はお客さまのご負担となります。
※夜間など、牽引・搬送先がなく、一時預かり（または有料駐車場での駐車など）が必要な場合の費用は、お客さまのご負担となります。
※長距離搬送となる場合は、当日の牽引・搬送ができないときがあります。その場合には、レスキュー業者により保管後、後日の牽引・搬送を実施いたします。
※お客さまのご希望により、高速／有料道路をご利用した場合やカーフェリー等をご利用した場合の料金は、お客さまのご負担となります。

7 その他
1～6 に付随する現場対応が可能な30分以内の作業を行います。（例）エアー抜き
※各種部品代が必要な場合の部品代金実費は、お客さまのご負担となります。

上記 2 および 3 の無料サービスは 2回 までとなります。
※詳しくは、右ページの「利用回数規定」をご覧ください。

JAFへのお取次ぎ

JAF会員のお客さまでJAFでの出動をご了承いただいた場合は、JAFへお取次ぎいたします。なお、6のサービス（牽引・搬送）については「最寄りの工場まで距離を問わず」牽引・搬送させていただきます。ただし、お客さまのご希望する工場までの搬送の場合は、JAF会員無料範囲を除き、100kmまでが無料サービスとなります。

その他ご案内サービス（すべてのご契約者共通）※次のサービスにかかる実費は、お客さまのご負担となります。

ご家族への緊急連絡 ／ 代替交通機関の案内 ／ 24時間ガソリンスタンド案内 ／ レンタカー案内 ／ 宿泊施設案内

ドライビングサポート24の注意事項

無料サービスの対象となるご契約車両
1.人身傷害補償保険（実損払）がセットされたご契約車両
2.「アサンテ」のご契約車両
3.フリートのご契約車両
4.二輪盗難危険補償特約がセットされたご契約車両
※上記無料サービスの対象車両以外でも、お客さまのご希望があれば有料にてサービスを提供いたします。

ご注意 サービスの対象となる車両は、自動車保険をご契約されたお車であり、他車使用・管理危険補償特約または他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）における「借りたお車」やファミリーバイク特約における「原動機付自転車」などは対象となりません。

利用回数規定
ドライビングサポート24を無料でご利用いただけるお客さまのご利用回数は、「バッテリー上がり時のジャンピングサービス」および「高速／有料道路上でのガス欠時給油サービス」に限り、ご契約期間中（長期契約の場合には保険年度中）に2回まで（3回目以降は有料でご案内）とさせていただきます。なお、これらの二つのサービスのご利用時に、レスキュー業者が出動後、お客さまのご都合によりキャンセルされた場合には、ご利用回数に含めます。

JAFへのお取次ぎをご了承いただいた場合
JAF会員のお客さまでJAFへのお取次ぎをご了承いただき、JAFが出動した場合は、ドライビングサポート24のご利用回数には含めません。

無料サービスの対象とならない場合
1. 道路以外の場所（砂浜や河原など）およびレース・ラリーを目的とするなど、通常の自動車走行に不適な場所での事故・故障（駐車場内での事故・故障は無料サービスの対象となります。）
2. ドライビングサポート24の対象外エリア（一部の離島や日本国外など）での事故・故障
3. 車両メーカー発行のマニュアルに表示されている仕様・取扱方法などと異なる方法、または限度を超えての使用による事故・故障
4. 運転者・同乗者・車両所有者の故意による事故・故障
5. 地震・津波・噴火などの天災地変もしくは戦争・暴動または公権力の行使による事故・故障
6. 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転、薬物使用など法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障（有料サービスの提供も行いません。）
7. 航空機・船舶による輸送期間中の事故・故障
8. 既に無料サービスの所定のご利用回数を超えている場合
9. 専用フリーダイヤルを経由せずに業者を手配された場合
10. 特定の業者の出動を依頼された場合
11. キーの紛失
12. 車検切れまたは自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）契約切れの車両
13. 廃車を目的とした牽引・搬送、ご契約車両の事故・故障に起因しない車両の牽引・搬送

ご利用になる際のご注意
下記について、予めご了承くださいますようお願いいたします。
1. サービスをご利用になる際は、理由の如何を問わず専用フリーダイヤル（GPSアクセスを含みます。）または「サービス24」にご連絡いただくことが条件になります。これらを経由せずに、お客さまご自身または第三者が手配された場合は、無料サービスの対象にはなりません。
2. 交通事情により、現場への到着まで、お時間がかかる場合があります。出動業者より、事前にご案内させていただきます。
3. 通行禁止や積雪・水害などで、一般の車両が通行できない場所へは出動できない場合があります。
4. 営業貨物車などの大型車両の事故・故障時には、乗用車に比べ出動までにお時間がかかる場合があります。
5. 作業にあたっては、作業内容の事前確認や解錠作業時の本人確認を目的として、お客さまご本人の立会いを基本とさせていただきます。
6. 電気自動車（EV）の電欠状態への救援作業については、充電ステーション等までの搬送作業による対応となります（普通車のガス欠対応と同様にご利用回数に含めます。）。

※本サービスは、弊社委託業者を通じて提供します。※本サービスの内容は、予告なく変更する場合があります。※本サービスのご提供にあたり、お客さまの個人情報（事故・故障内容、お電話いただいたお客さまのお名前やお電話番号、お車のナンバーなど）を、弊社委託業者に提供しますが、同情報を本サービス以外の目的に利用することは一切ありません。※本サービスの提供に必要な費用について、お客さまが関係当事者に損害賠償の請求ができるときには、弊社委託業者がその費用の額の限度内で、かつ、お客さまの権利を害さない範囲で、お客さまがその者に対して有する権利の譲渡を受けその者に請求できるものとします。※本サービスの詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

日新火災モバイルサイトのご案内

もしものときにお客さまにご安心いただけるよう、事故時の連絡先や事故現場での対応をご案内したモバイルサイト(携帯電話用のWebサイト)をご用意しています。携帯電話の「お気に入り」にご登録いただき、ぜひご活用ください。

主なコンテンツ

1 事故が発生した場合のご連絡先
2 自動車事故を起こしてしまったら　万一のときの対応をご案内します。
3 ドライビングサポート24のご案内
4 自動車保険のご契約に変更があった場合のご連絡先
5 待受画面プレゼント

さらに…
GPS現在地確認サービス
お客さまの現在地がわからない場合でも、携帯電話のGPS機能を使ってすばやく現在地を確認し、ドライビングサポート24が急行します。

アクセス方法
http://mobi.nisshinfire.co.jp
NTTドコモ・au・ソフトバンクの携帯電話・スマートフォンでご利用いただけます。
または
QRコードを読み取ってアクセスしてください。

※いざというときには日新火災モバイルサイトへジャンプして、各フリーダイヤルへご連絡ください。
※機種により一部コンテンツが正常に表示できないことがありますので、予めご了承ください。
※詳しい読取方法については、ご利用の携帯電話機の取扱説明書をご覧ください。
● QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

注意事項

お支払いする保険金やご契約内容の注意事項です。ご契約の前に必ずご確認ください。

1.主な補償内容や保険金をお支払いできない主な場合のご案内

・ご契約内容や事故の状況によってお支払いできる保険金の内容が変わることがありますので、詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

・保険金をお支払いできない場合の詳細につきましては、普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」の項目をご参照ください。

基本補償について

自動セット ご契約内容により自動的にセットされる保険　オプション オプションでセットできる保険

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする保険金の額	注意事項	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償責任保険 オプション		対人賠償保険金	ご契約のお車を運転中などの事故により、他人（歩行者や自動車に搭乗中の方など）を死亡またはケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、自賠責保険などで支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。	被害者1名につき、 法律上の損害賠償責任額 ＋ 費用保険金①～③ － 自賠責保険などにより支払われる金額 について、保険証券記載のご契約金額を限度にお支払いします。この他に、費用保険金④および⑤をお支払いします。	自動車事故による被害者が複数いる場合、それぞれの被害者に対して被害者1名につきご契約金額を限度として保険金をお支払いします。	**次のいずれかに該当する事由によって生じた損害** ◎ご契約者、被保険者の故意 ◎戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動など ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎台風、洪水または高潮 ◎核燃料物質などに起因する事故 ◎ご契約のお車を競技、曲技または試験のために使用すること **次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被る損害** ◎記名被保険者 ◎ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ◎被保険者の父母、配偶者またはお子さま ◎被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人 ◎被保険者がご契約のお車を被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）に使用されている場合は、その使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合で、記名被保険者がその使用者の業務にご契約のお車を使用しているときを除きます。 （例）ご主人が自動車事故を起こし、歩行中の奥さまにケガをさせた場合
		費用保険金	実際に負担された次の費用について、対人賠償保険金と合わせてお支払いします。 ①損害拡大防止費用保険金 ②権利の保全行使手続費用保険金 ③緊急措置費用保険金 ④被保険者の示談交渉費用・協力義務費用保険金 ⑤争訟費用保険金			
対物賠償責任保険 オプション		対物賠償保険金	ご契約のお車を運転中などの事故により、他人の財物（他人のお車、家屋など）を壊し、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。	1事故につき、 法律上の損害賠償責任額 ＋ 費用保険金①～④ － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合のその価額 － 自己負担額 について、保険証券記載のご契約金額を限度にお支払いします。この他に、費用保険金⑤および⑥をお支払いします。	ご契約金額が10億円を超える場合であっても、ご契約のお車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏洩を原因とする事故、航空機の損壊などのときは、10億円がお支払いの限度額となります。	**次のいずれかに該当する事由によって生じた損害** ◎ご契約者、被保険者の故意 ◎戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動など ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎台風、洪水または高潮 ◎核燃料物質などに起因する事故 ◎ご契約のお車を競技、曲技または試験のために使用すること **次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が、滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被る損害** ◎記名被保険者 ◎ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま ◎被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子さま （例）ご契約のお車でご自宅の車庫を壊してしまった場合
		費用保険金	実際に負担された次の費用について、対物賠償保険金と合わせてお支払いします。 ①損害拡大防止費用保険金 ②権利の保全行使手続費用保険金 ③緊急措置費用保険金 ④原因者負担金費用保険金 ⑤被保険者の示談交渉費用・協力義務費用保険金 ⑥争訟費用保険金			
人身傷害補償保険（実損払） オプション	対人賠償責任保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	人身傷害補償保険金	ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方がお亡くなりになった場合やケガをされた場合に保険金をお支払いします。 【傷害車外危険補償特約をセットいただいた場合】 記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中、歩行中または自転車に搭乗中の自動車事故でお亡くなりになった場合やケガをされた場合にも保険金をお支払いします。 【傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）をセットいただいた場合】 記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車以外のお車に搭乗中や歩行中の自動車事故でお亡くなりになった場合やケガをされた場合および自転車に搭乗中にお亡くなりになった場合やケガをされた場合にも保険金をお支払いします。	被保険者1名につき、治療費などの実費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などの損害に対して、費用保険金①～②と合わせて保険証券記載のご契約金額を限度にお支払いします。	・損害額の算定は、普通保険約款の「人身傷害補償条項損害額算定基準」などに基づき弊社で算出します。 ・労働者災害補償制度から給付される額がある場合は、その金額を差し引いて保険金をお支払いします。 ・人身傷害事故によりケガの治療を受けられる場合には、公的制度（国民健康保険、社会保険など）のご利用をお願いします。 ・所定の重い後遺障害を被り、かつ、介護が必要と認められる場合で、ご契約金額が無制限以外のときは、ご契約金額の2倍を限度に保険金をお支払いします。 ・自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に定める自転車をいいます。幼児用の三輪車や身体障害者用車いすは自転車には含まれません。 〈道路交通法第2条第1項第11号の2・「自転車」の定義〉 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除きます。）であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであって、内閣府令で定める基準に該当するものを含みます。）をいいます。	**次のいずれかに該当する損害** ◎被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害 ◎無免許運転、飲酒運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって、その本人について生じた損害 ◎ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害 ◎被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害 **次のいずれかに該当する事由によって生じた損害** ◎戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動など ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎核燃料物質などに起因する事故 ◎ご契約のお車を競技、曲技または試験のために使用すること （例）ご契約のお車の運転者が飲酒運転中に自動車事故を起こし、ご自身がケガをした場合 【傷害車外危険補償特約または傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）をセットいただいた場合】 記名被保険者やそのご家族が所有または主として使用する、ご契約のお車以外のお車に搭乗中の事故によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いすることができません。
		費用保険金	実際に負担された次の費用について、人身傷害補償保険金と合わせてお支払いします。 ①損害拡大防止費用保険金 ②権利の保全行使手続費用保険金			
無保険車傷害保険 自動セット	対人賠償責任保険をご契約いただいた場合に、自動的にセットされます。	無保険車傷害保険金	ご契約のお車の事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が自動車との事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車などで相手の方から十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。 【傷害車外危険補償特約または傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）をセットいただいた場合】 記名被保険者やそのご家族が、ご契約のお車に搭乗中でない場合の自動車事故でお亡くなりになった場合や後遺障害が生じた場合で、相手自動車が無保険車などで相手の方から十分な補償を受けられないときにも保険金をお支払いします。	1事故につき、 相手の方が負担すべき法律上の損害賠償責任額 ＋ 費用保険金①～② － 無保険車などの自賠責保険などにより支払われる金額など について、保険証券記載のご契約金額を限度にお支払いします。	人身傷害補償保険（実損払）で補償される場合は、人身傷害補償保険（実損払）から優先的に保険金が支払われ、不足する額について無保険車傷害保険でお支払いします。	**次のいずれかに該当する損害** ◎被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって、その本人について生じた損害 ◎無免許運転、飲酒運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって、その本人について生じた損害 ◎ご契約のお車の使用について、正当な権利をお持ちの方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害 ◎被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた損害 **次のいずれかに該当する事由によって生じた損害** ◎戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動など ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ◎台風、洪水または高潮 ◎核燃料物質などに起因する事故 ◎ご契約のお車を競技、曲技または試験のために使用すること （例）ご契約のお車の運転者が無免許運転中に無保険車との自動車事故を起こし、ご自身がケガで入院し後遺障害が生じた場合 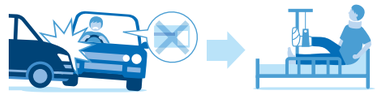
		費用保険金	実際に負担された次の費用について、無保険車傷害保険金と合わせてお支払いします。 ①損害拡大防止費用保険金 ②権利の保全行使手続費用保険金			

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	お支払いする保険金の額	注意事項	保険金をお支払いできない主な場合
車両保険 オプション		車両保険金	衝突や接触などの偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 【エコノミーをご契約いただいた場合】 自転車、電柱、建物などのお車以外の他物に衝突・接触した場合や転覆、墜落などの単独事故によりご契約のお車に損害が生じた場合には、保険金をお支払いできません。	1事故につき、 損害額（修理費など）－自己負担額 について、保険証券記載のご契約金額を限度にお支払いします。ただし、全損の場合は、自己負担額を差し引かずにお支払いします。	・盗難による損害について保険金をご請求いただく場合、またはエコノミーをご契約いただいた場合で当て逃げによる損害について保険金をご請求いただくときは、警察署への届出および警察署の証明書の提出が必要です。 ・車両保険金の時価払特約をセットされた場合は、事故時点のご契約のお車の時価を限度に保険金をお支払いします。	**次のいずれかに該当する事由によって生じた損害** ◎ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ◎戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動など ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波車両全損一時金特約をセットされた場合の地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を除きます。）◎核燃料物質などに起因する事故 ◎国または公共団体の公権力の行使 ◎詐欺または横領 ◎ご契約のお車を競技、曲技または試験のために使用すること **次のいずれかに該当する損害** ◎ご契約のお車が航空機またはフェリーボート以外の船舶によって輸送されている間に生じた損害 ◎ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗 ◎故障損害 ◎ご契約のお車から取り外されて車上にない部分品または付属品に生じた損害 ◎タイヤまたはご契約のお車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。）されていない付属品に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合やタイヤ・付属品の火災またはタイヤの盗難によって損害が生じた場合を除きます。◎法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ◎ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、盗難によって生じた損害 ◎ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が無免許運転、飲酒運転、麻薬など違法薬物を使用中の運転によって生じた損害
		全損時諸費用保険金	ご契約のお車が全損となった場合に、ご契約のお車の修理費などとは別に全損時諸費用保険金をお支払いします。	ご契約金額の10％（20万円を限度）		
		費用保険金	実際に負担された次の費用について、車両保険金と合わせてお支払いします。 ①損害拡大防止費用保険金 ②権利の保全行使手続費用保険金 ③運搬・引取費用保険金 ④盗難引取費用保険金 ⑤共同海損分担費用保険金	③運搬・引取費用保険金、④盗難引取費用保険金は、1回の事故につき、それぞれ「10万円」または「ご契約金額の10％」のいずれか高い額を限度にお支払いします。		

その他の補償内容について（主な特約）

自動セット ご契約内容により自動的にセットされる特約　オプション オプションでセットできる特約

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	注意事項
交通弱者補償特約 オプション	ご契約のお車がすべての用途車種（販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）で、対人賠償責任保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	交通弱者補償保険金	対人事故により、歩行中の方、自転車に搭乗中の方などを死亡または入院させてしまった場合に、対人賠償責任保険では補償の対象とならない相手の方の過失（責任）部分に相当する損害に対して、弊社で算定した損害額から賠償義務者（ご契約者側）の過失（責任）部分を差し引いた額（1事故・傷害被保険者1名につき2億円を限度）について保険金をお支払いします。ただし、対人賠償責任保険で保険金をお支払いできない事故は、保険金をお支払いできません。なお、相手の方に適用される他の人身傷害補償保険などによって支払われる金額などがある場合は、その金額を差し引いて保険金をお支払いします。	・損害額は、特約に記載された算定基準（対人事故における歩行者等の傷害補償特約損害額算定基準）に基づき弊社で算出しますので、示談や判決などで確定した損害額と異なる場合があります。 ・この特約の保険金を請求する権利は相手の方がお持ちになりますので、相手の方から請求があった場合は、お客さまの意思で支払を拒否することはできません。
対物超過修理費特約 オプション	ご契約のお車がすべての用途車種（販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）で、対物賠償責任保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	対物超過修理費保険金	対物事故を起こされた場合で、相手の方のお車の修理費が法律上の損害賠償責任の額の上限（時価）を超えたときに、修理費と時価の差額（対物超過修理費）にお客さまの過失割合を乗じた額について、保険金をお支払いします（1事故・相手自動車1台につき50万円を限度）。	・過失割合によっては、相手の方にも修理費用の一部負担が生じます。 ・相手の方が事故日の翌日から6か月を過ぎてもお車を修理しない場合は、保険金をお支払いできません。
人身傷害補償保険（定額払） オプション	「記名被保険者が個人のノンフリート契約かつご契約のお車が自家用8車種」以外の場合に、ご希望によりセットできます。 ※対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険をご契約の場合に限ります。	死亡保険金 後遺障害保険金 医療保険金	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故によりお亡くなりになった場合、後遺障害が生じた場合またはケガをされた場合に、被保険者1名に対し死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金を所定の金額でお支払いします。 死亡：ご契約金額 後遺障害：ご契約金額 × 後遺障害等級別保険金支払割合 ケガ：入・通院日数が2日以内の場合は1万円の医療保険金、入・通院日数が3日以上の場合は定額の医療保険金 ※後遺障害等級別保険金支払割合は、「後遺障害等級別保険金支払割合表」で予め定められています。 ※入・通院日数が3日以上の場合の医療保険金の支払額は、「医療保険金支払額表」で予め定められています。 医療保険金支払額表（一部抜粋）（単位:万円） 頸部：捻挫 5／挫創 10／骨折（手術なし） 20／骨折（手術あり） 40／切断 ―／神経損傷 50／脊髄損傷 100 下肢（足指を除く）：捻挫 5／挫創 10／骨折（手術なし） 20／骨折（手術あり） 50／切断 85／神経損傷 35／脊髄損傷 ―	・医療保険金は、治療中でもケガの部位・症状が確定次第お支払いします。 ・同一事故により負ったケガの部位・症状が、「医療保険金支払額表」の複数の項目に該当する場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額を医療保険金としてお支払いします。 【人身傷害（定額払）医療保険金2倍特約をセットいただいた場合】 医療保険金の支払額を2倍にしてお支払いします。
車両新価保険特約 オプション	ご契約のお車が自家用8車種（レンタカーを除きます。）で、かつ、保険期間の末日の属する月が初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて37か月以内［短期契約については、保険期間の初日の属する月が初度登録年月（または初度検査年月）の翌月から数えて25か月以内］の場合で、車両保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。 ※ノンフリート契約に限ります。 ※「車両保険金の時価払特約」をセットしたご契約を除きます。	車両新価保険金	ご契約のお車が事故によって損傷した場合で、次のいずれかに該当するときに新価（ご契約時に予めお決めいただいた新車価格）を限度に保険金をお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できない場合で、事故日の翌日から数えて6か月以内にお車の買替えをされるとき。 ②ご契約のお車の修理費が新価の50％以上となった場合で、事故日の翌日から数えて6か月以内にお車の買替えまたは修理をされるとき。③ご契約のお車の修理費がご契約時点のお車の価額以上となった場合で、事故日の翌日から数えて6か月以内にお車の買替えまたは修理をされるとき。	ご契約のお車が修理できない場合に代わりとなるお車を取得されないときや、ご契約のお車が盗難された場合などは、新価ではなくご契約時点のお車の価額をお支払いします。
		再取得時諸費用保険金	ご契約のお車の代わりとなるお車を取得された場合は、新価（ご契約時に予めお決めいただいた新車価格）の10％（20万円を限度）を車両保険金とは別にお支払いします。	
代車特約 オプション	ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー、教習用自動車を除きます。）で、車両保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	代車費用保険金	ご契約のお車が車両事故によって損傷した場合や盗難された場合で、レンタカーを借り入れたときなどに、レンタカーなどのご利用にかかった実費について、ご契約時にお決めいただいた支払限度日額を限度、かつ、原則として事故の発生日から起算して30日を限度に保険金をお支払いします。また、代車の利用が困難な場合は、鉄道・バスなどの利用による費用をお支払いします。	次のような場合には、保険金をお支払いすることができません。 ・車両保険金をお支払いできない場合 ・レンタカーなどを無償で借り入れた場合 ・盗難にあった場合で、警察に盗難届を出さないとき。 ・ご契約のお車が自力で走行可能な場合で、お客さまがその損傷を修理しないとき（ご契約のお車が整備工場等の管理下に入った場合を除きます。）。
リサイクル部品使用特約〈アサンテ〉 オプション **指定修理工場入庫条件付車両保険特約〈アサンテ〉** オプション	ご契約のお車が以下の条件をいずれも満たす国産の自家用5車種で、車両保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。 ①保険期間の初日の属する月が、ご契約のお車の型式の発売年月の翌月から数えて2年以上であること。 ②保険期間の末日の属する月が、ご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から数えて13年以内であること。 ※販売用自動車、陸送自動車、受託自動車、教習用自動車、車検証上「特種用途」である自動車、改造車、レース・ラリーに出場することのある自動車を除きます。	車両保険金	ご契約のお車が事故によって損傷した場合に、新品部品ではなくリサイクル部品を使って修理していただくことにより、車両保険料を5％割り引くことができます。なお、所定の期間内にリサイクル部品が手に入らない場合は、新品部品で修理することができます。	指定修理工場入庫条件付車両保険特約と合わせてご契約ください。
			ご契約のお車が事故によって損傷した場合に、弊社が指定する修理工場（指定修理工場）へ入庫し、修理していただくことにより、車両保険料を5％割り引くことができます。なお、全損以外の場合で指定修理工場以外で修理されたとき、またはご契約のお車を修理されないときは、車両保険金を10％減額してお支払いします。ただし、指定修理工場で修理されない相当の理由があり、弊社がこれを認めた場合を除きます。	リサイクル部品使用特約と合わせてご契約ください。

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	注意事項
地震・噴火・津波車両全損一時金特約 オプション	ご契約のお車が下記用途車種で、一般条件の車両保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。 <セット可能な用途車種> 自家用８車種、自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）、営業用乗用車、営業用普通貨物車、営業用小型貨物車、営業用軽四輪貨物車、自家用バス、営業用バス、ダンプカー、砂利類運送用普通貨物車 ※販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。	地震・噴火・津波危険車両 全損時一時金	地震、噴火もしくはこれらによる津波もしくはこれらに随伴して生じた事故、またはこれらに伴う秩序の混乱によってご契約のお車に損害が生じ、「全損」となった場合に1回の事故につき50万円（車両保険のご契約金額が50万円に満たない場合は、ご契約金額を限度とします。）をお支払いします。保険金のお支払いの対象となる「全損」とは、下記「全損を判定する基準」に合致する場合をいいます。 【全損を判定する基準】 ご契約のお車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合 （☞自動車の部品の名称については、24ページの図をご覧ください。） ① 次の損傷がすべて生じた場合 ・ルーフの著しい損傷(注) ・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷 ② 次の損傷がすべて生じた場合 ・2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・座席の著しい損傷(注) ③ 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームに著しい損傷(注)が生じ、走行が困難な場合 ④ 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームに著しい損傷(注)が生じ、走行が困難な場合 ⑤ 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部に著しい損傷(注)が生じ、走行が困難な場合 ⑥ 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部に著しい損傷(注)が生じ、走行が困難な場合 ⑦ 原動機のシリンダーに著しい損傷(注)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 ⑧ 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷(注)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合 ⑨ 流失または埋没し発見されなかった場合 ⑩ 運転者席の座面を超える浸水を被った場合 ⑪ 全焼した場合 ⑫ ①から⑪までのほか、損傷の修理が不可能となり廃車をされた場合 （注）「著しい損傷」とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。	・車両保険では、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は、補償の対象となりません。 ・この特約による保険金は、ご契約のお車の所有者ではなく記名被保険者にお支払いします。 ・お支払いする保険金の額は、車両保険のご契約金額にかかわらず、1回の事故につき50万円です（車両保険のご契約金額が50万円に満たない場合は、ご契約金額を限度とします。）。 ・車両保険のご契約金額は、「ご契約時点のお車の価額」で設定します。詳しくは、22ページをご覧ください。 ・この特約により保険金をお支払いした場合であっても、ご契約のお車について所有者が有する所有権その他の物権については弊社に移転しません。 ・地震・噴火・津波によって「全損」となってからご契約のお車を復旧する前に、別の地震・噴火・津波によって同一のお車に損害が生じた場合は、その別の地震・噴火・津波により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
弁護士費用特約 オプション	ご契約のお車がすべての用途車種（販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）で、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	弁護士費用保険金 法律相談費用保険金	記名被保険者、そのご家族、ご契約のお車に搭乗中の方またはご契約のお車の所有者が、自動車による被害事故（人身事故・物損事故）にあわれた場合で、賠償義務者（法律上の損害賠償責任を負担する方）への損害賠償請求を行うときに生じる費用のうち、弊社の同意を得て支出される弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用などや、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合にかかった法律相談費用（法律相談の対価として支払われるべき費用をいいます。）について、1事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。	お客さま自身に過失（責任）がある自動車事故もこの特約の対象となります。

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	注意事項
日常生活賠償責任補償特約 オプション	ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）、かつ、記名被保険者が個人のノンフリート契約で、対人・対物賠償責任保険をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。	日常生活賠償保険金	住宅（記名被保険者の居住の用に供される住宅をいいます。また、別荘や単身赴任先の住宅など、一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。）の所有、使用もしくは管理上の事故により、または記名被保険者もしくはそのご家族の日常生活（住宅以外の不動産および自動車の所有、使用または管理を除きます。）上の事故により他人を死亡もしくはケガをさせ、または他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします（1事故につき2億円を限度）。	日常生活で相手の方から預かった財物（保管物）を壊し、法律上の損害賠償責任を負担された場合には、保険金をお支払いすることができません。
ファミリーバイク特約（人身傷害あり） オプション	ご契約のお車が自家用8車種および自家用二輪自動車（レンタカー、教習用自動車を除きます。）で、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および人身傷害補償保険（実損払）をご契約いただいた場合に、ご希望によりセットできます。 ※記名被保険者が個人のノンフリート契約に限ります。	対人賠償保険金 対物賠償保険金 人身傷害補償保険金 無保険車傷害保険金	記名被保険者またはそのご家族の原動機付自転車（総排気量が125cc以下の二輪車または総排気量が50cc以下の三輪以上の自動車のことをいいます。ただし、総排気量が50cc超の側車付二輪自動車を除きます。また、借りた原動機付自転車も含みます。）による事故について、対人賠償保険金、対物賠償保険金、人身傷害補償保険金、無保険車傷害保険金をお支払いします。なお、対物賠償責任保険の自己負担額は、ご契約のお車の自己負担額と同額となります。ただし、ご契約のお車の自己負担額が5万円を超える場合は、この特約の対物賠償責任保険の自己負担額は5万円となります。	事故が借りた原動機付自転車による場合には、借りた原動機付自転車の保険契約に優先して、お客さまのご契約から保険金をお支払いすることができます。
事故時宿泊・帰宅・移動費用補償特約 オプション	ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車以外の用途車種（レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）のご契約に、ご希望によりセットできます。	事故時宿泊費用保険金 事故時帰宅・移動費用保険金	ご契約のお車が事故によって損傷し自力走行できなくなった場合（盗難により使用できない場合および法令により走行が禁じられている場合を含みます。）または被保険者が自動車事故によってお亡くなりになった場合もしくは入院された場合に生じた次の費用について保険金をお支払いします。 ①事故時宿泊費用 ホテル、旅館などに臨時に宿泊された場合の1泊分の宿泊費用（1事故につき被保険者1名あたり1万円を限度） ②事故時帰宅・移動費用 事故発生地からご自宅、ご契約のお車の出発地または当面の目的地に移動するための費用（1事故につき被保険者1名あたり2万円を限度）	
二輪盗難危険補償特約 オプション	ご契約のお車が自家用二輪自動車（総排気量125cc超）で、以下の条件をすべて満たす場合に、ご希望によりセットできます。 <セット可能なご契約> ①記名被保険者が個人のノンフリート契約 ②対人・対物賠償責任保険をセットしたご契約 ③運転者年齢35歳以上限定特約をセットしたご契約 ④保険期間が1年以内のご契約 ※一部の型式については、セットできない場合があります。詳細につきましては、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。	車両盗難保険金	盗難によってご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。 ただし、ご契約のお車のエンジンキーおよびホイールロック（U字ロックやチェーンロック等）のいずれも施錠されている間に行われた盗難に限ります。 この特約の自己負担額は5万円となります。	・車両保険をセットされていない場合でも、この特約をセットできます。なお、同時に車両保険をセットする場合の車両保険のご契約金額は、この特約のご契約金額と同額となります。 ・盗難未遂またはパーツ（タイヤを含みます。）のみの盗難により生じた損害は、補償の対象となりません。

ご契約内容	セットの条件	保険金の種類	お支払いする保険金の概要	注意事項
他車使用・管理危険補償特約 自動セット	ご契約のお車が自家用8車種（レンタカー、教習用自動車を除きます。）で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で、記名被保険者が個人の場合に、自動的にセットされます。	対人賠償保険金 対物賠償保険金 無保険車傷害保険金	記名被保険者またはそのご家族が、友人・知人などの所有するお車（自家用8車種に限ります。）を借用しその借りたお車を自ら運転者として使用または管理中の事故、またはご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、その代わりとして借用したお車（自家用8車種に限ります。）を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転者として使用または管理中の事故について、ご契約のお車のご契約内容に従い、対人賠償保険金、対物賠償保険金、無保険車傷害保険金（管理中の事故は除きます。）をお支払いします。なお、車両損害については、ご契約のお車に車両保険をご契約いただいている場合で、ご契約のお車の車両保険のご契約条件などに従い保険金をお支払いできるときに限ります。	・借りたお車の範囲には、一定の制限があります。記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は借りたお車に該当しません。また、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転者として使用中のお車は借りたお車に該当しません。 ・借りたお車の保険契約に優先して、お客さまのご契約から保険金をお支払いすることができます。 ・駐車中に生じた盗難やいたずらなど、「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。
他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付） 自動セット	ご契約のお車が二輪自動車・原動機付自転車（レンタカー、教習用自動車を除きます。）で、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいた場合で記名被保険者が個人の場合に、自動的にセットされます。	対人賠償保険金 対物賠償保険金 無保険車傷害保険金	記名被保険者またはそのご家族が、友人・知人などの所有するお車（二輪自動車または原動機付自転車に限ります。）を借用しその借りたお車を自ら運転者として使用または管理中の事故、またはご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、その代わりとして借用したお車（二輪自動車または原動機付自転車に限ります。）を記名被保険者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人が運転者として使用または管理中の事故について、ご契約のお車のご契約内容に従い、対人賠償保険金、対物賠償保険金、無保険車傷害保険金（管理中の事故は除きます。）をお支払いします。なお、車両損害については、ご契約のお車に車両保険をご契約いただいている場合で、ご契約のお車の車両保険のご契約条件などに従い保険金をお支払いできるときに限ります。	・借りたお車の範囲には、一定の制限があります。記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は借りたお車に該当しません。また、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転者として使用中のお車は借りたお車に該当しません。 ・借りたお車の保険契約に優先して、お客さまのご契約から保険金をお支払いすることができます。 ・駐車中に生じたいたずらなど、「被保険者が運転者の地位でない場合の事故」については、補償の対象になりませんので、ご注意ください。 ・二輪盗難危険補償特約がセットされている場合であっても、借りたお車の盗難による車両損害については、補償の対象となりません。
臨時代替自動車補償特約 自動セット	ご契約のお車がすべての用途車種（販売用自動車、陸送自動車、受託自動車を除きます。）で、記名被保険者が法人の場合、記名被保険者が個人のフリート契約の場合またはリースカーに関する特約がセットされたご契約に、自動的にセットされます。	対人賠償保険金 対物賠償保険金 人身傷害補償保険金 無保険車傷害保険金 など	ご契約のお車が整備、修理、点検などのために使用できない間に、その代わりとして借りたお車による事故について、ご契約のお車のご契約内容に従い、対人賠償保険金、対物賠償保険金、人身傷害補償保険金、無保険車傷害保険金などをお支払いします。なお、車両損害については、ご契約のお車に車両保険をご契約いただいている場合で、ご契約のお車の車両保険のご契約条件などに従い保険金をお支払いできるときに限ります。	借りたお車の保険契約に優先して、お客さまのご契約から保険金をお支払いすることができます。

2.事業を行うお客さまへのご案内
（個人被保険者の設定）

オーナー社長さま（法人の代表権を有する方）が会社のお車をファミリーユースにも使用するという場合には、その法人の代表権をお持ちの方を「個人被保険者」として設定することができます。「個人被保険者」を設定された場合、個人被保険者およびそのご家族は、ご契約内容によって下記の補償を受けることができます。

ご契約のお車が
自家用8車種の場合
→ 他車使用・管理危険補償特約

補償例
法人の代表者とそのご家族がご契約のお車（会社のお車）以外のお車を運転中の賠償事故（対人・対物）

ご契約のお車が二輪自動車
または原動機付自転車の場合
→ 他車使用・管理危険補償特約（二輪・原付）

人身傷害補償保険（実損払）
をご契約いただいた場合
→ 傷害車外危険補償特約

補償例
法人の代表者とそのご家族がご契約のお車（会社のお車）以外のお車に搭乗中の人身傷害や無保険車傷害にかかわる事故

法人の代表者とそのご家族の範囲

1. 法人の代表権を有する方（個人被保険者）
2. ①の配偶者
3. ①または②の同居の親族
4. ①または②の別居の未婚のお子さま

3.事故が発生した場合について

・賠償事故（対人・対物・日常生活）の場合、被害者および被保険者の同意を得られれば、弊社が被保険者のために示談交渉を行います。ただし、対人賠償事故で自賠責保険などのご契約が締結されていない場合、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合、法律上の損害賠償責任が発生しない場合（相手の方の一方的な過失による事故）、または事故の相手の方が弊社との示談交渉に同意されない場合は、弊社は被害者との示談交渉を行うことはできません。
・賠償事故（対人・対物・日常生活）で保険金をお支払いできる場合、弊社は、相手の方との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成の援助など事故解決のためのお手伝いをします。
・事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いする金額が減額されることがありますのでご注意ください。また、保険金のご請求にあたっては事故の種類・内容に応じて、次の書類などのうち弊社が求めるものをご提出ください。

①保険金請求書
②診断書などの傷害の程度を証明する書類
③住民票、戸籍謄本、運転免許証コピーなど、被保険者であることを確認するための書類

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外のもののご提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めてご提出の必要な書類などをご案内いたします。

・賠償事故（対人・対物・日常生活）が発生した場合は、速やかに弊社にご連絡ください。弊社が承認する前にご契約者または被保険者ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
・弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、その日を含めて原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
②専門機関による鑑定などの結果を得る必要がある場合　など

※地震・噴火・津波車両全損一時金特約については、一定規模以上の地震が発生し調査が必要な場合は、365日を経過する日までにお支払いします。

・対人賠償責任保険、対物賠償責任保険および日常生活賠償責任補償特約の保険金は、被保険者が損害賠償金を損害賠償請求権者にお支払い済みである場合等を除き、原則として損害賠償請求権者に直接保険金をお支払いします。
・盗難による損害について保険金をご請求いただく場合、またはエコノミーをご契約いただいた場合で当て逃げによる損害について保険金をご請求いただくときは、警察署への届出および警察署の証明書の提出が必要です。

4.ご注意

ご契約時にご注意いただきたいこと（告知義務など）

ご契約者には、ご契約時に弊社が告知を求めた事項（告知事項）について、弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書に記載されたこれらの告知事項の内容が事実と違っている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

主な告知事項

※告知事項は申込書に★または☆を付しています。

①ご契約のお車の登録番号、車両番号、標識番号、車台番号　②ご契約のお車の用途車種　③記名被保険者の氏名・名称および住所　等

ご契約後にご注意いただきたいこと（通知義務など）

ご契約締結後、ご契約内容に変更が生じる場合には、直ちに取扱代理店または弊社もしくは日新火災テレフォンサービスセンターにご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、次の事項の変更があった場合に、遅滞なく通知いただけなかったときは、ご契約を解除するとともに保険金をお支払いできないことがあります。

①ご契約のお車の登録番号・車両番号・標識番号・車台番号の変更
②ご契約のお車の用途車種の変更
③ご契約のお車が特種用途自動車のキャンピング車、放送宣伝車または事務室車の場合で、特種用途に係る設備を取り外されるとき。

クーリングオフについて

ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。ご契約の際にはクーリングオフ制度を説明した書面をお受け取りいただきご確認ください。

5.ペットネームおよび略称について

ペットネームおよび略称	正式名称
運転者年齢条件特約	運転者の年齢条件に関する特約
交通弱者補償特約	対人事故における歩行者等の傷害補償特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費補償特約
傷害車外危険補償特約	人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約
傷害車外危険補償特約（自転車搭乗中補償付）	人身傷害・無保険車傷害に関する自動車危険補償特約 （自転車搭乗中危険補償付）
人身傷害補償保険（定額払）	人身傷害補償特約（定額払）
人身傷害（定額払）医療保険金２倍特約	人身傷害補償特約（定額払）における医療保険金の２倍支払特約
エコノミー	車両損害の単独事故補償対象外特約をセットした車両保険です。
車両免ゼロ特約	車両保険の免責金額に関する特約
代車特約	代車費用補償特約
二輪盗難危険補償特約	二輪自動車に関する盗難危険補償特約
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
弁護士費用特約	被害事故弁護士費用等補償特約
ファミリーバイク特約	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）と ファミリーバイク特約（人身傷害あり）の総称です。

・「インターネットによる契約確認」をお選びいただいた場合、「保険証券」に関する記載は、「専用ホームページ（https://my.nisshinfire.co.jp）上の『ご契約内容』」と読み替えます。
・このパンフレットは新総合自動車保険（ユーサイド）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金のお支払条件、その他この保険の詳細につきましては、「新総合自動車保険（ユーサイド）ご契約のしおり」をご覧いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を「申込書」および「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。
・弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めています。「お客さま情報のお取扱いに関するご案内」をお渡ししていますのでご確認ください。
・複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
・引受保険会社が破綻した場合には、保険金、解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されることがあるほか、お支払いする金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社が破綻した場合には、弊社の自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となります。

弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください（団体扱・集団扱等一部のご契約方式の場合には、保険料領収証の発行は行いません。）。

6.用語のご説明

基本の用語	
契約者	ご契約の当事者として、保険契約を締結し保険料をお支払いいただく方で、保険契約上のさまざまな権利・義務をお持ちになる方をいいます。
被保険者	ご契約いただく保険の補償を受けられる方をいいます。
所有者 （車両所有者）	ご契約のお車の所有権をお持ちの方をいい、車両保険金を受け取る権利があります。原則として、自動車検査証などの「所有者」欄または「備考」欄に記載されている方で、所有権留保条項付売買契約の場合は売主、リース契約の場合は貸主となります。
保険料	ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金をいいます。
保険金	事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
特　約	普通保険約款（基本補償の内容、ご契約のお手続などを定めたもの）に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものをいいます。
ご契約についてのご確認	
ご契約のお車	ご契約いただく保険契約により補償の対象となるお車で、保険証券に記載の自動車（被保険自動車）をいいます。
用途車種	用途とは、自家用・営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バスなどの自動車の種類の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色等に基づいて弊社が定める区分によります。
ご家族	次のいずれかに該当する方をいいます。 ①記名被保険者の配偶者 ②記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子さま
同　居	同一家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 **同居（同一家屋）として取り扱う例** ・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを１単位とします。ただし、台所などの生活用設備を持たない「はなれ」、「勉強部屋」などは、同一家屋として取り扱います。 ・短期間の出稼ぎなどの一時的別居は、同居として取り扱います。 **別居として取り扱う例** ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であっても別家屋で居住している場合（生計の同・異を問いません。） ・単身赴任している場合 ・お子さまが就学のために下宿している場合（住民票記載の有無を問いません。）
配偶者	法律上の配偶者（婚姻の届出を行った配偶者）に限らず、内縁関係（婚姻の届出を行ってはいないものの、事実上、婚姻状態にある関係）を含みます。
親　族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
未　婚	これまでに婚姻歴がないこと（これまでに一度も結婚したことがないこと）をいいます。
ゴールド免許	お持ちの運転免許証の有効期間表示部分の帯色をご確認ください。 **ゴールド免許：**帯色がゴールドになり優良の文字が表示されます。 **ブルー免許　：**運転免許取得から3年経った後、更新をした場合、帯色がブルーになります。 **グリーン免許：**初めて運転免許を取得された場合、帯色がグリーンとなります。 ※平成14年6月の道路交通法改正により、ブルー免許の有効期間が一部延長（3年→5年）されていますので、「有効期間5年」が「ゴールド免許」とは限りません。
補償内容についてのご確認	
ご契約金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。 インターネット約款または紙約款に記載している普通保険約款では、「保険金額」と記載しています。
示談交渉	損害賠償の金額を話し合うことをいいます。
過失割合	損害の発生について、当事者におけるお互いの過失（責任）の割合をいいます。
傷害被保険者	対人賠償事故により、死亡または入院させてしまった歩行者や自転車に搭乗中の方など、自動車に搭乗中でない方をいいます（交通弱者補償特約の場合）。
価　額	ご契約のお車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし、消費税は市場販売価格に含まれます。
時　価	損害が生じた場所および時における価額をいいます。
自己負担額	ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、ご契約者または被保険者に自己負担していただく額をいいます。 インターネット約款または紙約款に記載している普通保険約款では、「免責金額」と記載しています。
無保険車	・対人賠償責任保険などがご契約されていないお車 ・対人賠償責任保険などがセットされていてもその保険の保険金額が十分でないお車 などをいいます。当て逃げなどで相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その明らかでない相手自動車を無保険車とみなします。
逸失利益	自動車事故により死亡したり、後遺障害を負って労働能力を喪失したことによって失った将来の利益（当然得られたであろう将来の利益）のことをいいます。
全　損	お車が修理できない場合、または修理費がご契約金額以上となる場合をいいます。なお、ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。 ※地震・噴火・津波車両全損一時金特約のお支払いの対象となる「全損」は、上記内容とは異なります。詳しくは24ページをご覧ください。
保険料のお支払方法、保険料の仕組み	
型　式	自動車の型を分類するために付けられる車名・グレードごとに決められたアルファベットと数字で記載された識別番号で、自動車検査証（車検証）に記載されています。
損害率	お支払いいただいた保険料に対する、お支払いした保険金の割合のことをいいます。
注意事項	
共同海損	船舶が航海中に座礁・衝突・火災などの危険な海難事故に遭遇するなどの事情で、一部の貨物を海中投棄したり、救助船を呼び寄せるなどの余分の支出が生じた場合、これらによって生じた損害や費用を荷主が共同して負担する制度をいいます。